平成27年度 第84回我孫子市都市計画審議会 会議録

平成27年5月29日(金)

我孫子市都市部都市計画課

(1)会議の名称	第9.4 同 4 0.4 同 4 0.4 万 1 2.							
(2)開催日時	第84回我孫子市都市計画審議会							
, , , , , , , ,	平成27年5月29日 午後1時30分~午後4時30分							
(3)開催場所	議会棟第一委員会室							
(4) 出席又は欠	委員							
席した委員	出	藤井敬宏	欠	鎌田元弘	欠	高山啓子	出	當麻純一
その他会議	1	甲斐俊光	出	内田美恵子	出	茅野理	出	
に出席した	欠	北岡聡	出	岡部邦彦	出	成田隆一	出	関勝則
者の氏名(傍	星野市長							
聴人を除く)	事務局(都市部都市計画課)							
	渡辺部長、吉成課長、森主幹、鈴木主査長、種主任、秋山主事							
出:出席	説明員							
欠:欠席	(地域整備課)宮本課長、加藤課長補佐							
	(公園緑地課)成嶋課長、高橋課長補佐、飯泉主査長							
	(建築住宅課) 伊藤課長							
	(交通課) 田村課長、高倍主査長							
	(治水課) 増田主幹							
	(下水道課) 海老原課長補佐							
	オブザーバー							
	千葉県柏土木事務所 板倉次長							
(5)議題	諮問事項							
	(1) 我孫子都市計画道路の変更について							
		(2) 我孫子都市計画緑地の変更について						
	(3) 我孫子都市計画公園の変更について							
		(4) 我孫子都市計画土地区画整理事業の変更について						
	協議事項							
	者	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて						
(6)公開・非公開	公開							
の別								
(7)傍聴人の数	-	3名						
(8)会議の内容	次のとおり							

【吉成都市計画課長】 こんにちは。本日は、委員の皆様におかれましては、審議会にご 出席いただき、ありがとうございます。私は、都市計画課長の吉成です。しばらくの間、 本日お手元に配付の次第に沿って、私がこの場の進行をさせていただきますので、よろ しくお願いいたします。最初に、会議の開会にあたり、星野市長よりご挨拶を申し上げ ます。市長、お願いいたします。

【星野市長】 お忙しい中、都市計画審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。皆さん、ご存じのように、当審議会においては水野委員が2月に、そして飯塚委員が4月に辞職されたことから、本日から新たに2名の委員が就任をしております。新たな委員の皆様におかれましても、引き続き我孫子市発展のため、さまざまなご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、皆さんもご存じのように 3 月 14 日上野東京ラインが開通されまして、これに伴って常磐線、そしてまた成田線の一部が東京、新橋、品川へと直接乗り入れることになって、乗り換え時間の解消によって非常に所要時間が短縮されたということで、通勤、通学される皆様方から大変良い反応が得られているという状況でございます。またこれに合わせ、翌週からは特急踊り子号が土曜日に我孫子駅発、日曜日に我孫子駅着という形で、当初 6 月までだった臨時便も、9 月まで無事延長することが決まりました。引き続き多くの我孫子市民の皆さんに P R をさせていただきながら、この交通の利便性の良さというものを P R し、我孫子のイメージアップ、また我孫子のさまざまなシティープロモーションに活用させていただこうと思っております。

なんと言っても、少子高齢化が進む中、特に我孫子市は高齢化率が東葛の中で最も高く、特に高齢者だけではなくて、子どもの生まれる数も千葉県平均、そしてまた全国平均よりも非常に低い状況です。特に昨年度は 850 人を切ったという状況の中では、やはり若者の定住化を含めた少子高齢化対策をしっかりと進めていかなければならないと思っております。さまざまな形で意見を頂戴しながら、我孫子の発展を、そしてまた我孫子の市民の皆さんの暮らしやすさというものを実感していただけるような都市行政を進めていく必要があるんだろうと思っているところでございます。

本日は、我孫子市が決定する都市計画道路、都市計画緑地、都市計画公園、そして土地区画整理事業の変更について諮問をさせていただきます。そしてまた前回に引き続き千葉県が決定致します都市計画区域マスタープランについてもご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞ忌たんのないご意見を頂戴しながら、我孫子の都市行政をさらに推し進めながら、市民の皆さんに「やはり生活がしやすい」と「住みやすい」と言ってもらえるような我孫子のまちづくりを少しずつ進めていければと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【吉成都市計画課長】 ありがとうございました。次に次第の3番目、新委員の紹介です。 ただいまの市長の挨拶にもありましたとおり、市議会議員の辞職に伴いまして、新たに 市議会議員の中から2名の委員が選出されましたのでご紹介させていただきます。はじ めに甲斐俊光委員です。

【甲斐委員】 甲斐です。よろしくお願い致します。

【吉成都市計画課長】 よろしくお願い致します。続きまして関勝則委員です。

【関委員】 関でございます。よろしくお願いします。

【吉成都市計画課長】 よろしくお願い致します。なおご報告が遅れましたが、本日は鎌田委員、高山委員、北岡委員、この3名の方々がそれぞれお仕事の都合で欠席されておりますので、ご報告させていただきます。また本日、千葉県柏土木事務所長の北岡委員がご欠席とのことで、柏土木事務所の職員であられる板倉次長にオブザーバーとしてご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

【柏土木事務所板倉次長】 柏土木事務所次長の板倉でございます。どうぞよろしくお願い致します。

【吉成都市計画課長】 よろしくお願い致します。板倉次長におかれましては、本審議会での議論をお聞きいただいて北岡委員にご報告いただくということで出席いただいておりますので、委員の皆さんにおかれましてはその点をご承知おきくださいますようよろしくお願い致します。次に次第にはありませんが、ここで簡単に市の主な出席職員についてご紹介させていただきます。初めに都市部長の渡辺です。

【渡辺都市部長】 渡辺です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【吉成都市計画課長】 次に事務局となる都市計画課の職員を紹介します。主幹で景観推進室長を兼務している森です。

【森都市計画課主幹】 森です。よろしくお願いします。

【吉成都市計画課長】 主査長の鈴木です。

【鈴木主査長】 鈴木です。よろしくお願いします。

【吉成都市計画課長】 次に都市部と建設部の職員を紹介します。地域整備課長の宮本です。

【宮本地域整備課長】 宮本です。よろしくお願いします。

【吉成都市計画課長】 公園緑地課長の成嶋です。

【成嶋公園緑地課長】 成嶋です。よろしくお願いします。

【吉成都市計画課長】 交通課長の田村です。

【田村交通課長】 田村です。よろしくお願い致します。

【吉成都市計画課長】 なお、この他の出席職員については、本日、お手元に名簿を配布 させていただいておりますので、省略させていただきます。それでは議案審議の方に移 らせていただきます。審議の開始に当たりまして、まずは藤井会長より一言ご挨拶をお 願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

【藤井会長】 それでは進行の前に、一言ご挨拶をさせていただきます。総じて話が長くなってしまいますので、その辺はちょっとご勘弁いただきたいのですが、私、この都市計画審議会の会長を仰せ付かっております日本大学理工学部の藤井と申します。新委員という形でお二方にこの審議会に入っていただきましたので、その中でいろんな議論を検討してもらいたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い致します。

当初より都市計画審議会でどう議論していくのかといったところで、私自身の考え方というのもあるんですが、それが基本的に受け入れられる受け入れられない、いろんな

形はあるかと思いますが、一つこういう考え方を持っているということでぜひご理解いただきたいのは、審議会は市長からの諮問を受けた形の中でそれに対して基本的に答えていくということ。その答えていくスタンスは、本来は都市計画の法律に基づいていれば、これに準拠した形で基本、イエスの方向性を出していく。これが法律上、間違っていなければ、正しい道であると。ただし都市計画というのはやはり生ものですので、その時代時代、求められているもの、それは、やはり法律上の解釈の中で、どうしても変更していく。あるいは、その地域の中の人たちと一緒になって、少しずつ考え直していかなければいけない。こういった問題が、当然、出てくると思います。そういった面では、それの領域を自由な意見の中でご議論いただきながら、皆さんの了解を得た形の中で決議していきたいと、そう考えております。

その中では、やはり都市計画ということは、将来を見込んだ形のものを考えるということもあれば、今の問題を解決するものもあれば、あるいは生産緑地といったようなどちらかといいますと、生産者が居なくなることで後追い的に追認しなければいけない。そういったような問題も、この同じ土俵の中で考えていかなければならないと。時としてはちょっとむなしい議論をせざるを得ない場面といったのも多々出てくることはあるかと思うんですが、やはりこの我孫子全体の都市といったものの共通のイメージを持っていただきながら、どういう形でこの文教都市といったような素材の方向性をさらに1歩先に進めていくのかと。

そこに私自身も一役買えればいいなという思いを持っておりますので、議論が出るまで、ある意味納得がいくまでというところを考えてはおるんですが、限られた時間の中で効率的に進めてまいりたいと思いますので、その中身によっては少し私の方でコントロールさせていただくということも出てくるかもしれませんが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

【吉成都市計画課長】 藤井会長、ありがとうございました。なお、市長は所用のため、 ここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。それでは、ここ からの議事進行は藤井会長にお渡し致しますので、よろしくお願い致します。

【藤井会長】 はい。それでは早速でございますが、ただいまより第84回我孫子市都市計画審議会を開会してまいりたいと思います。審議に先立ちまして、この会議の審議会の成立条件でございますが、我孫子市の都市計画審議会条例、第5条第2項によりまして過半数という条件がございます。委員12名に対して、本日9名の委員の方々にご出席いただいておりますので、まず会議が成立しているということを述べさせていただきたいと思います。それでは、これから審議に移らせていただきますが、本日、傍聴の方がいらっしゃるかと思います。事務局より状況をご報告していただけますでしょうか。

【鈴木主査長】 本日の傍聴者は3名になります。

【藤井会長】 それでは、傍聴の方々、今日はどうもご苦労さまでございます。お手元に 傍聴要領をお届けさせていただいております。お目を通していただきまして、傍聴者の 発言機会はございませんので、あらかじめご了承くださいますようよろしくお願い致し ます。それでは、まず今日の資料でございますが、事前配布と当日配布の資料がござい ます。その辺の確認を事務局よりしていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【秋山主事】 それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、本日、配布資料として、お手元にひとまとめの資料を置かせていただいております。順番に見ていただいて、まず次第、それから委員名簿、市職員の出席名簿、審議会条例、傍聴要領、ここまでが議題に入る前の資料です。それから協議事項の差し替え資料と致しまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の平成26年12月25日市原案と平成27年5月27日市案の対照表となっております。

それから、事前にお配りした資料が 5 点あります。まず、右上に資料 1 と書いてある 我孫子都市計画道路の変更についてです。それから、資料 2 と致しまして、我孫子都市 計画緑地の変更について、資料 3 と致しまして、我孫子都市計画公園の変更について、 資料 4 と致しまして、我孫子都市計画土地区画整理事業の変更についてです。最後に、 協議事項の資料と致しまして、A3 用紙の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。こ の 5 点は、事前にお配りしております。

なお、事前に配布した協議事項の資料は、本日配布した資料と差し替えになりますので、審議の際には本日の資料をご使用ください。本日、お持ちいただいていると思いますけれども、お忘れの方がもしいらっしゃいましたら事務局の方でご用意致します。

【藤井会長】 皆さん、よろしゅうございますか。

【秋山主事】 以上で、資料の確認を終わらせていただきます。

【藤井会長】 どうもありがとうございました。それでは早速、審議に移らせていただきたいと思います。先ほど市長よりご挨拶がございましたが、本日は諮問事項 4 点、協議事項 1 点と結構、ボリュームがございます。おおむね 2 時間の中で進めていかれればというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、まず諮問事項 1 番目でございます。我孫子都市計画道路の変更についてということで、事務局よりご説明いただきたいと思います。お願い致します。

【種主任】それでは、第 1 号議案、「我孫子都市計画道路の変更について」、説明させていただきます。ご説明に当たり、本議案については前回の都市計画審議会においてご説明させていただきましたので簡潔にご説明させていただきます。それでは、お手元に事前に配布させていただいた、「資料―1、我孫子都市計画道路の変更について」をご用意ください。今回、変更を予定している都市計画道路は、3・4・9 号下ヶ戸・中里線、3・4・10 号青山・日秀線及び3・4・14 号手賀沼公園・久寺家線の3つの路線です。路線名については、以降は省略して、路線番号のみで呼ぶこととします。はじめに、3・4・9 号線と3・4・10 号線の概要については、「資料―1」の18ページ、「幹線道路網配置方針図」をご覧ください。3・4・10 号線は、国道6号の青山台入口交差点を起点とし、東へ向かい、NEC、大和団地を抜けた後、南に曲がり、国道356号、JR成田線と交差し、中里市民の森を分断する形で通過して、3・5・15号根戸新田・布佐下線との交差点を終点とする路線です。この路線は、青山台入口交差点から大和団地の東側までの区間はほぼ整備

を完了していますが、そこから先の区間については未整備の状況で、現道はありません。 3・4・9 号線は、NECの東側にある梶池前の交差点を起点として、南に向かい、湖北台地区の中央部を通り、若草幼稚園周辺を通過して 3・4・10 号線に接続し、終点とする路線です。この路線は、梶池前から湖北台地区東側までの区間はほぼ整備を完了していますが、そこから先の区間については未整備の状況で、現道はありません。ちなみに、3・4・9 号線と 3・4・10 号線は、市内の各地区を連絡する道路で、市街地内の自動車交通を主要幹線道路と都市レベルの幹線道路に誘導する役割を担う、地区レベルの幹線道路です。

次に、変更内容については、まず、13 ページの位置図をご覧ください。今回変更する区間を変更箇所①に示しています。今回の変更は、主にルートの変更と、幅員の変更の2点で、変更箇所①の「都市計画を変更する区間」について行います。この2 路線については、3・4・10 号線の現在の計画線が、現在市が保全を進めている中里市民の森を通過していることから、その整備によって「中里市民の森」が分断されるのを避けるため、ルートを変更するものです。幅員の変更は、変更箇所①に示す変更区間について、計画幅員が現在18mのところ、16mに縮小変更するものです。これは、変更区間のほとんどが、市街化調整区域か、成田線との立体交差区間であり、沿道の都市的土地利用が見込めないことなどから、幅員を縮小するものです。3・4・9 号線と3・4・10 号線のルートや交差点形状については、15ページ、16ページの「計画図(3・4・9号、3・4・10号)」をご確認ください。

つづいて、3・4・14 号線の概要についてご説明いたしますので、18ページの「幹線道路網配置方針図」をご覧ください。3・4・14 号線は、手賀沼公園前交差点を起点とし、北へ向かい、鈴木屋本店近くで常磐線とアンダーパスで立体交差し、国道 6 号の久寺家交差点を終点とする路線で、地区レベルの幹線道路の役割を担っています。この路線は、手賀沼公園前交差点から国道 356 号に接続する区間については、既に事業認可を取得し、現在、市が整備中です。国道 356 号との接続部から国道 6 号の区間は、国道 356 号の現道があるか若しくは既に整備済みの状況です。

次に、3・4・14 号線の変更箇所については、14 ページの位置図をご覧ください。今回の変更箇所は、手賀沼公園前交差点で、変更箇所②に示しています。次に、変更内容について、19 ページの「手賀沼公園前交差点参考図」をご覧ください。手賀沼公園前交差点を書図」をご覧ください。手賀沼公園前交差点については、上段の図のように、当初、3・5・15 号線と公園坂通りとの変則的な 4 差路の交差点を想定して都市計画決定されましたが、その後、下段の図のように交差形状を連続T字交差とするとともに、交差点をコンパクトにすることにより、より安全性を高めるため、交差点形状を変更するものです。手賀沼公園前交差点の区域については、

17ページの計画図 (3・4・14号) をご参照ください。

最後に、これまでの経過と、今後の都市計画の変更に向けてのスケジュールについてご説明いたします。5 ページの「我孫子都市計画道路の変更」をご覧ください。4 月 13 日から 4 月 27 日まで、変更案の縦覧を行いました。5 名の方が縦覧に来られましたが、意見書の提出はありませんでした。今後は、本日の審議会において、本変更案について、異存ない旨の答申をいただけましたら、来月上旬に千葉県と協議を行い、来月下旬に都市計画の変更を行う予定です。以上で、都市計画道路の変更についてのご説明とさせていただきます。

【藤井会長】 どうもありがとうございました。それでは早速でございますが、審議に移らせていただきます。委員の方々、ご意見あるいはご質問ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【内田委員】 今回の都市計画決定の変更点とはちょっと関係はないかもしれないんですが、今回の変更点というそのものの質問ではないんですが、ここの今、説明があった部分での・・・。

【藤井会長】 変更理由ということですか。

【内田委員】 はい。変更理由のところをちょっと確認をしたいと思うんですが、3・4・14 号手賀沼公園・久寺家線に関してなんですが、3・5・15 根戸新田・布佐下線と公園坂通りとの変則的な 4 差路の交差点を想定してこれまでは都市計画決定をされていたけれども、より安全性を高めるために交差形状を連続T字交差にというふうにまずありますけれども、この図で19ページですか。最後のページでちょっとご説明されたと思うんですが、いわゆる3・4・14 号線が例えば上の方から来るとすれば、公園坂通りとまず交差しその下に3・5・15 号線と交差するということで、連続T字交差というふうに考えてよるしいでしょうか。

【吉成都市計画課長】 その通りでございます。

【内田委員】 連続してということ。

【吉成都市計画課長】 そうです。はい。

【内田委員】 わかりました。それから交差点のコンパクト化って書いてありますが、この具体的にコンパクト化という内容をご説明していただきたい。

【森都市計画課主幹】 昔、交差点というと、交差点の中が車が通る所が結構広くて、歩行者が横断歩道を渡る距離が長かったりして、それが結構、事故のもとになったり、交差点で、車がなかなか減速しないとか。そういういろいろな事故の分析とかを踏まえて、今、警察の方では、交差点の中をなるべく車が通る所を小さくまとめて、横断歩道もなるべく短く渡るような形に交差点を設計して安全を高めていくということが、今の時代の主流になっておりまして。そういう意味で、コンパクトに、車が通る所も小さくするという意味です。

【内田委員】 幅員を、いわゆる道路幅員ではないですが、交差点の幅を縮小、コンパクトにするというようなことが主な改善点ですか。

【藤井会長】 私の方から言ってもよろしいですか。交通関係をやっているもんですから 少しフォローするという形ですが、例えば19ページを見ていただくと、まず道路で言う と優先と非優先という考え方があるんです。そのときにどこが優先の道路かというのが わからない形状では、やはり交通事故の問題をかなり懸念しなければいけない。

そうすると上の図面で見ると、V字になっていったときに、3・5・15 が優先的には見えるんだけども、公園坂通りと 3・4・14 はどっちが優先だというのがまずわからない。そうなってくると、車の人たちの移動のときの主と従の関係性が見えないので、事故の問題の懸念があると。それからまた、V字をしていると、横方向の3・5・15の所が2つの道路をまたいで通行しなくちゃいけないということになるので、横断歩道で考えると段階的な2 段階のような設定をしなければいけない。そうなると、歩行者としての通行時間帯が延びることになるということで、非常に交差点形状が大きくなる規模として運用しなければいけなくなる。それではやはり自動車を優先型で検討する交差点としてはいいけども、地域住民をサポートする交差点形状としては問題があるねと。

そういった面では、T字路の連続にすると、交通容量は十字路よりもT字路の方が下がってしまうけども、地域の人たちの交通の安全性を考えると、小さな交差点を組み合わせることによって歩行者系を中心とした交差点形状になり得るということで、コンパクトな組み合わせの交差点形状で地域の安全性を担保すると。そういう考え方にきっとなっているんだと思います。

【内田委員】 そうすると、具体的に言うと、この事業認可の下の方の図で見ますと、当 然 3・4・14 号線が主。公園坂通りが従というふうに考えて、この 2 本の関係ではそういうことですか。

【藤井会長】 そういう関係性を事務局の方では提案されているんだというふうに、私は 理解しています。

【内田委員】 そうすると、今度は 3・4・14 号線と 3・5・15 号線の関係では、どうなんでしょうか。

【藤井会長】 これは、T字路で考えると、直進が優先になりますので。

【内田委員】 そうすると 3・5・15 号線が・・・。

【藤井会長】 はい。3・5・15の方が動線的に主ということかと思います。

【内田委員】 主ですね。

【藤井会長】 ただし、交通量とかの調査をして 15 号から 14 号に流れる割合の方が多い んだということになると、今度はこれは警察協議の中の主従関係で交通制御という側面 で変えていくと。そういうことにきっとなるかと思います。

【内田委員】 もう一つ最後にですけど、3・4・14 号線と公園坂通りのT字になる所、ここの信号はどうなんでしょうか。

【藤井会長】 この辺の設計状況をやられたでしょう。恐らく付くんじゃないかなとは思いますが。

【田村交通課長】 よろしいですか。その交差点につきましては、信号はございません。

【藤井会長】 そうすると、これはかなり量的なものが少ない。そういったような関係性

だと思います。私も現地に行ってないんで、ちょっとわかりませんが、恐らくは全体の 交通量から占める割合が低いために、そこの信号整理をする必要がない。特にT字路が 連動するような所は、逆に言うと信号整理をしにくいので、本来は付けないというのが 通常ですから。交通量が多いときの処理としては、連動型の信号を付けないといけなく なってくるので、ちょっと複雑になるときがあります。

【内田委員】 そうすると関連で、公園坂通りの交通量が多分、少ないというふうに将来 的に想定されているんだと思いますが、この道路に関しては手賀沼文化拠点の計画とい うか、市民からの提案などがあると思うんですけれども、その辺で一方通行というよう な案も一つ出ているようなんですが、その辺との関係は今、どのようにお考えですか。

【藤井会長】 これは、事務局、ご検討されていることはございますか。

【吉成都市計画課長】 平成 18 年から 20 年頃にかけて、手賀沼公園・久寺家線、この都市計画道路ができた後は、この公園坂通りの整備になるということで、その整備の方向性を検討するために調査したり市民の方々の意見を聞きながら、公園坂通りの整備に向けた調査・検討報告書というのをまとめました。この中では大きく 3 つの検討案を考えまして、一つは全線相互通行、もう一つは下から上にかけての一方通行、もう一つは一部一方通行・一部相互通行という、そういう 3 つの検討案を考えまして、それを今後の本格的な計画作りに向けた検討材料ということでまとめてありますけども、現在、この手賀沼公園・久寺家線というのがまだ完全に整備できていませんので、現在のところはその調査、検討をやったところで終わっている状況です。

【内田委員】 今回、道路を考える上でも、この先の公園坂通りって我孫子のまちづくりに大変、大きな意味を持つ道路なものですから、その辺も加味して、今、交通量の話もできましたけど、総合的に計画していただきたいなって要望しておきます。

【吉成都市計画課長】 わかりました。

【関委員】 今のに関連しての質問なんですが、藤井会長もそういう交通の方のご専門であるということで、今、事務局の方からは報告書で3つの検討案ということでそういった報告書が出ているということなんですけれども、今、現状ではこれはわかっていることだと思うんですが、公園坂通りそのものが実際、相当な交通量で、上の方から、例えば我孫子駅南側から降りてくれば、この3・5・15号との間の交差点の所で相当渋滞するというのが現状だと思うんです。それで、今は双方向になっている中で、今後のそういった公園坂通りに対しては3案について検討するということになるんですが、現状の公園坂通りの渋滞というのは、この3・4・14号線ができることによって、相当緩和されるというお考えなんでしょうか。

【吉成都市計画課長】 はい。そうですね。都市計画道路手賀沼公園・久寺家線が整備されますと、公園坂通りの交通量というのはかなり減るんではないかということで考えています。今は、3・5・15 号線を市役所の方から行って、我孫子駅の方向、国道 356 の方向に行こうとした場合は公園坂通りしかないので、その公園坂通りを上っていって柏方面に行く車、我孫子の消防署の方に向かって行く車、あと駅に真っすぐ向かって行く車が集中すると思うんですけども、手賀沼公園・久寺家線ができることによって、国道 6

号方面ですとか、国道 356 の東側の方に向かう車は手賀沼公園・久寺家線を通ることになると思いますので。あとは国道 6号方面から 3・5・15号線まで下りて来る車というのも、公園坂通りを通らないで手賀沼公園・久寺家線を真っすぐ下りて来るという形になりますので、かなりの量が減るんではないかということで考えております。

【関委員】 ありがとうございます。そういうことを考慮されて、T字のこの交差点を 2 か所、造るような形でやられるということだと思うんですが、その場合、先ほど会長の 方からもT字の所は信号なしでというお話がさっきあったと思うんですが、その辺はい かがなものなんでしょうか。今現在、現実には信号があって、公園坂通りの方との交通 整理の重要な信号になっていると思うんですが、この公園坂通りがこういうT字が 2 つ になったときに、先ほど会長の方からはその方が交通安全上は望ましいというお話、全 体的にはそうだったんですが・・・。

【藤井会長】 ちょっと待ってください。それ違うんですよ。

【関委員】 それちょっと違ってきますか。

【藤井会長】 ええ。量的な問題との関係になりますので、都市計画道路としての位置付けの話をするのとちょっとずれてしまいますので、本来はここはあまり深くは話はしたくはないところなんですが。本来はネットワークの議論で、ここにどういう動線を付けたらいいのかどうかをご議論していただくという、そこのご理解は得られているという思いの中で話をしていきますけども、丁字路がくっついたときというのはどうしても交通処理上からいくとやはり容量が落ちてしまいますので、本当はこういう設計はできるだけしないというのが原則なんです。

ただし安全性の観点からいったときに、どちらが優先かというのが顕著でない所は事故率が非常に高いというのが、統計的に出ているものですから、これは避けなければいけない。じゃあそれをどう運用するかといったときに、主でない従の道路に対してそれはどれぐらいの交通量比があるかということをきちんと調べた上で、それが感覚的にランダムで来た車がきちんと右左折ができるようなタイミングとして容量が確保できるのであれば、別に信号制御をする必要はないんです。ですので、そこの現状を見た上で、本当はその運用上の段階で、警察協議を進めた中で本当に必要かどうかを考えなくてはいけない。

やみくもに信号を付けることがいいことでは決してありません。やはり現状で信号制御はない形で動いていく方が、現状の人間の利用の中でスムーズにいく考え方もある。例えば形状とかは違いますけども、今、はやってきているラウンドアバウトのように震災に対しても信号がない形で運用できるような仕組みをつくると。信号が地震等で電気が通じなくなった時に、麻痺してしまうような都市構造ではなく、必要のない所には基本的に信号を付けないで運用できる方が本来の方向性としては間違いないだろうと。

ですので、都市計画のネットワークの議論をした上で実際に建設するようなときには、 警察協議を含めて実態ベースで何がいいかを選択していく。周辺で子どもたちの利用が 非常に多いんだとかいうふうになって横断交通が見込まれるなんてことになると、これ は信号制御をしなくちゃいけなくなるかもしれません。ですので、そういったようなこ とを踏まえた検討が、この後の段階で必要になるという理解をしていただければよろしいかなと思います。よろしゅうございますか。

【関委員】 はい、わかりました。また、もう一つ確認なんですが、3・5・15 号線のT字 路の所に今ある信号については、市はどのように今、お考えですか。

【渡辺都市部長】 これは当初の設計のときに携わっていたものですから、私の方からお答えさせていただきます。基本的には、3・5・15 号線の信号については、3・4・14 号線という新たにできる道路との交差ということで信号機を設置をするということです。公園坂通りについては、ここが例えば3・4・14 号線の方から右折して入れないとか、あと公園坂通りの方からは14 号線に行ったときには右折して出られないとか、そういうような工夫をしていく中で、要するに公園坂通りの交通を何とか14 号線の方に誘導していく工夫をしながら、基本的には今でも公園坂通りは付いてくるけれどもここの信号を複雑にすると14 号線の混雑が増えてくるような話になってきますので、そこは今後、詳細にまた検討をした上で決めていきたいと思っています。

【関委員】 それでわかりました。ありがとうございました。そういう意味で先ほどちょっと出ましたが、公園坂通りそのものは我孫子駅南口からず一っと直進してきて、それで手賀沼公園へと至る、今後の観光振興計画における重要な道路だと思いますので、ぜひそういう歩行者、当然、公園坂通りの3つの検討案の中で双方向か片側通行か歩道をどうするかって問題が出てくると思うんですが、その辺を十分考慮した上での計画作りをお願いしたいと思います。

【藤井会長】 それでは、そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ。

【當麻委員】 3・4・10 号線の未整備区間のご説明の中で、幅員変更とございましたが、これは 18 メートルを 16 メートルにするということでございますね。その仕上がりのイメージとして確認したいんですが、既に整備されている区間の幅員は、18 メートルですか。

【森都市計画課主幹】 NECの前の道路については、幅員 16 メートルです。

【當麻委員】 16メートルですか。その幅で、ずーっとこれからの整備区間が続くと。

【森都市計画課主幹】 はい。そういうことになります。

【當麻委員】 そういうイメージですね。それから一方で、3・4・9 号線の方は、18 メートルのままで交差点に入ってくるとそういうイメージでしょうか。

【森都市計画課主幹】 3・4・9 号線につきましては、梶池があると思うんです。NECの 脇の梶池です。そこから国道 356 に至る区間までは、16 メートルで計画決定されています。

【當麻委員】 湖北台に入ってからは。

【森都市計画課主幹】 湖北台の中は 18 メートルです。ただし団地の端までが 18 メートルで、今回の変更では、その団地を出た瞬間、そこからわずかな区間ですけども 16 メートルに変更しようとしています。

【當麻委員】 そうしますと、10 号線と 9 号線は 16 メートル同士で交差すると。

【森都市計画課主幹】 そういうことになります。

【當麻委員】 そういう仕上がりのイメージですね。

【森都市計画課主幹】 はい。

【當麻委員】 わかりました。その交差点ですが、この形状については将来交通需要の予測結果に基づきより安全な道路になるようにとそういうご説明が最初にありましたが、この将来交通需要予測結果というものがどのようなものであるか、そこを簡単にご説明いただければと思います。

【森都市計画課主幹】 平成24年度の調査になりますけれども、長期未整備都市計画道路の費用対効果の検討というものをやっております。その中で、将来交通量を交通配分するという手法で検討しているんですけれども、条件として、千葉柏道路という高規格の道路も計画上、一応、まだ存在しているもので、仮にそういったものができた場合とできなかった場合と条件を分けて推計を行っております。いずれの場合も例えば千葉柏道路がある場合、3・4・9号線の方が、例えば今、対象となっている交差点なんですが、1日の交通量で大体、断面交通6000台に対して、3・4・10号線の方が、5000台。おおむねですがそういう結果になっています。千葉柏道路ができなかった場合については、3・4・9号線の方が1日8000台となっています。それに対して、10号線の方が1日7000台となっていて、わずかではありますけれども、9号線の方がいずれにしても交通量が多いという結果になっています。

【當麻委員】 その多い交通量に対して、安全な交差点になるように計画されるというそ ういう趣旨でしょうか。

【森都市計画課主幹】 はい。その通りです。

【藤井会長】 よろしいですか。そのほか、いかがでございましょうか。特によろしゅう ございますか。

【成田委員】 今、ちょっと資料見させていただきまして、内田委員がおっしゃるように 非常にごもっともなことだと思うんですけど、都市計画というのは藤井会長のご専門で すけども非常に専門的なところでなかなか市民の方にはわからないだろうという前提が ちょっとありまして。後でまたお話し申し上げますけども、都市計画って、やはり市民 の方にもわかりやすくするのが本当の都市計画で、そういう意味では、やはりこれから 提案者である市の方は一番いい形の説明もしくは資料提供をする必要があるだろうとい うふうに私は思っております。

そういう中で非常にいいご指摘だったと思いますのは、公園坂通りの所に、確かにこの通常の都市計画ですと、新しい路線を造るというふうなことで将来はこういう形になりますよ。ただし、そこには推計にはこういう不確定要素があって、それは将来、まちづくりが進んだところに関係し、要因が変われば変更していきますよと。これは都市計画の考え方もある。それから事業化していくときの考え方になっていますので、これはこれでいいと思いますけども、ただ少し意見、述べさせていただきたいのは、今回のこの3・4・14 号線というのは既に事業化されているわけです。事業化されているということは、不確定要素がかなり少なくなってきている。そういう中で、今の交差点の議論があった中で一つ教えていただきたいんですけども、既に交通管理者と相当な協議はされ

ているはずなんです。ですから、先ほどのご答弁の中で信号があるとかないとか、交差 点形状がどうかといったのは既に固めてなきゃならないはずで、そこら辺のこういう形 で交通管理者、公安委員会との協議の経緯だとか、現状、それからこういう形態にしま すよというようなことをご説明してあげないと、なかなか一般の市民の方々が納得しに くいと思いますので。

今、最後にこちらの10号線の方は交通量の話が出てきたけども、14号線の方もやはり交通量を出して、それで藤井会長がおっしゃったように、その交差点形状というのはどちらの路線が優先されていて、どちらの路線を従にするか。それによって交通流をどういうふうにして流すのかと。こういうことを決めなきゃならない。少し専門的に見ますと、ここでのODというものを。OD、出発とそれから到達点と。そういう交通流の形態をやはり示しながら、だからこちらの路線が優先路線でこちらが従路線になりますというふうな説明の仕方をしてあげた方が、皆さん、わかりやすくなると思いますので。

それで、今、教えていただきたいのは、公安委員会との協議の経緯とそれからその結果をちょっと教えていただければ。皆さん方がご関心がある公園通りを将来どうするかと。こういうことに大きく影響をされておりますので、周辺のまちづくりというところには大きく関係すると思いますので、ご説明いただければと思います。

【藤井会長】 それでは、今、事業化している所の計画変更といったところについて、ど ういう具体的な検討が公安委員会で進んでいると。その辺の実施条件について、ちょっ とご説明いただければと思います。

【田村交通課長】 3・4・14 号線の方でよろしいでしょうか。これにつきましては、まず 実際の結論の方、ちょっと質問とは違うかもしれないんですけど、今回の変更の部分、 第一につきましては、これ平成 10 年に事業認可を取ってございます。その段階で事業認可を取ったときに、当然ながら公安委員会、警察の方と協議しまして、最終的にこういう形でいくということで出されて、今、線を引いてございます。

それと申しますのも、この3・4・14 号線というのは、先ほどお話にもありましたように、国道6号と3・5・15 号線を南北に結ぶ重要な位置にありまして、その中で356の千葉銀行側からそれから下の3・5・15 号線までの部分がまだ未整備でありまして、この所につきましては我孫子市の多分、中心拠点の骨格となる重要な道路であるものですから、それでなるべく速やかに道路を整備しなくちゃいけないということで事業認可を取ってるんです。その段階で実は現地の地形の方とそれから計画決定のラインがずれていたのですが、最終的にはなるべく早急に整備しようということで、事業認可のラインを取った経緯がございます。そういう中で、今、進めているようなところです。

公安委員会につきましては、当然ながら事業認可等、進める前にきっちりと了承を得られまして、それで事業を進めているということでございます。

【成田委員】 今、私が質問したのには 2 つの質問がございまして、一つはより専門的なものを審議の皆さん方にどういうにわかりやすく説明していくかということ。それからもう一つは、ちょっと専門的に言いますと、今回の都市計画の変更の理由は交差点の形状のコンパクト化ということになって、交差点形状を変更したから今回の隅切りを変更

することですので、そうしますと、交差点のコンパクト化というのは公安委員会と密接 不可分で、そことの協議が成立しないとできないということで、それで公安委員会との 経緯を教えていただければとこういう趣旨です。

【渡辺都市部長】 確かに提案理由としては、交差点のコンパクト化ということで提出させていただいております。基本的にはこの事業認可を取得した平成10年に交差点については、公安委員会と協議が整っておりまして、その際に今回計画変更して都市計画区域から除外する区域については、使わない土地ということの中で歩道をかなり広く使えるということであえて除外する必要がないんじゃないかという結論で進めてきました。ただ、今回、いざ事業をやっていく中で、ここの地権者との協議の中でどうしてもなかなか合意を得られないためで、あえてそこでデッドスペースをつくる必要性がどうなのかというところの議論の中で、今回、基本的には平成10年に行った公安委員会の協議の中で不要となったものについては、ちょっと期間がずれてしまいましたけれども、その部分を今回、除外をするということで、ご理解いただければと思います。

【成田委員】 いいですか。

【藤井会長】 はい。どうぞ。

【成田委員】 今、用地の話とかそういうことじゃなくて、いわゆる交通量とそれから車の交通量と歩行者の交通量、特に歩道に関しては、歩行者の交通ルールはこういう形態だから、当初考えていたよりもこれぐらい少なくなるからコンパクト化する、そういうふうな説明があるかなと思ったんですけども。そういう意味で、特に交差点形状があって、ここは非常にいわゆるVの字で交通効果上、最も悪いという形態になっていますんで、ですからこれをそういうV形状を直してよりスムーズな交通流を流せるような道路、交差点形状にすると。恐らくそういう趣旨だと思いますので、そういうところで用地のお話うんぬんじゃなくて、交差点の考え方の話を公安委員会とどういうふうなことをしたのかというところを教えていただければと思います。

【藤井会長】 どうでしょう。その辺、お答えいただけそうですか。実際には、警察協議が成り立ってないと、こういうのは上がってきていないと、私も理解はしておるんですが。実際には都市計画というのは、先ほど私も冒頭に言った生ものですので、当初、計画決定した道路ネットワークがそのまま施行する際に形になるかというと、やはり都市の人的な配置であるとか、あるいは施設の配置、これによってどうしても計画変更が当然、出てくると。そういった中でより安全性の高いという、どちらかというと、今は人に優しいという言葉が中心かもしれませんが、それが人に優しいという表現がいいかどうかは別として、やはり安全に配慮した安全、安心のまちをつくるための計画変更といったところも部分修正がどうしても入ってくるだろうと。そういう理解をしていますので、そこの関係の要旨変更であるとそういう理解だと思いますが、どうでしょう。

【渡辺都市部長】 基本的には、今、成田委員がおっしゃられたように、交通量、ちょっと今日は、その資料を持ち合わせていないんですけれども、歩行者をどういうふうにネットワークするのか。信号の処理の仕方で、そこを歩行者を分離するのかどうするのかというようなことで歩行者の想定をしたり、あと公園坂通りをどのような形で、要は車

を14号の方に回ってもらうのかとか、いろんな検討はしました。

そういう中で公安委員会と協議をしたところは、基本的には車をどういうふうに処理するのか。あと先ほど申し上げたように、交差点をどういうふうにコンパクト化して事故が起こらないような形で交差点を処理するのかということの協議の中で、ここの交差点についてはさっき説明をさせていただいたように、連続T字の形状にするというような形で処理をさせていただいております。

【成田委員】 僕は今日、藤井会長がおっしゃるように、関係機関同士の協議が成立しているでしょうから、それにとやかく言うことはありません。ただ経緯だけは教えていただければということと、それからこういう都市計画の変更ですのでそうしょっちゅうやるわけじゃございませんから、一番最後に事業が終局に来たときまとめて変更するってこれは行政の効率化の観点からごく当然のことですから。これ以上、いろいろお話ししてもなかなか出てこないようですから、これまでにしておきます。

【藤井会長】 その辺の経緯はぜひ、事務局の方もやはり部局がいろいろ異動されますので、こういう事案のときにどういう対応をしたのかと。そのときに都市計画審議会にどういうことを諮れば意見がかなり出やすいのか、あるいは理解してもらいやすいのか、そういう経験値にやはりなってまいりますので、今回の議論とはまた別に、こういうものをぜひ次のときに生かしていただくように整理していただけるとよろしいかなと思います。

【渡辺都市部長】 基本的には今回、都市計画区域から除外する所というのは歩道敷で歩道の幅が10メートル以上ある所で、ちょうど歩道の隅の所ということで、当初はそこに 花壇を作ろうかどうしようかというような形でいろいろ検討していたところですけども、 これはちょっとそういうようなところで最終的に事業の先が見えてきた中でまず除外させていただくそういうふうにしたということで、ご理解、お願い致します。以上です。

【藤井会長】 それでは、そのほか、よろしゅうございますか。

【茅野委員】 15ページなんですけど、3・4・10号のところです。実際、ご存じかと思うんですけど、大和団地の所で、日の出通りから実は折れていますよね、南側に。その辺の影響というのは、大丈夫なんですか。1000Rと、この275Rと来ていますけども。実際、大和団地を折れているというのは、ご認識あるんですよね。計画図だと、NECの所から真っすぐ来ていますけど。

【藤井会長】 それは、変更する箇所とはまた別の話なんですか。

【茅野委員】 別なんですけど、ただこの図の中で、だいぶこの曲線にも影響出てくるかなとも思うんですけど。

【藤井会長】 それでは、今回もちょっと検討箇所とはちょっと違いますが、そこの交差点に入る所の曲線の所の問題ないのかという一応、確認という依頼でよろしいですか。

【茅野委員】 そうですね。はい。この辺、その変更、下の方まで影響、出てくるのかど うかというのもありますけど。

【吉成都市計画課長】 大和団地の所から南にカーブして、成田街道にぶつかる所の区間 の曲がり具合がということでしょうか。

【藤井会長】 線形ということですよね。

【茅野委員】 そうですね。影響、出てこないのかですね。実際・・・。

【吉成都市計画課長】 今回の変更に伴ってということですね。

【茅野委員】 というよりも、実際、あそこ立つと曲がっているわけじゃないですか。南側に。

【吉成都市計画課長】 はい。

【茅野委員】 それは認識ありますよね。

【吉成都市計画課長】 はい。

【茅野委員】 それで、こういう本当に、この図で大丈夫なのかどうか。

【渡辺都市部長】 確かに現地では、少し計画道路が曲がっていて、そこは直して今、その図面に合わせてありますので、基本的には今のずれた形で線を引いてございますので。本来は真っすぐ引くべきだというところは別として、ここに変更があるかどうかということのご質問に対しては、今回の所には影響はないという形で整理をしています。

【茅野委員】 わかりました。この図に関しては、直してあるということで・・・。

【渡辺都市部長】 はい。そういうことです。

【茅野委員】 すいません。ありがとうございます。

【甲斐委員】 手賀沼公園前の交差点の参考図ですが、こちら裏側にざっくり書いているだけです。17 ページの方には、詳細がないんです。例えば信号から何メートルだとか、どういう形状でカーブするだとか。実際は、この図と縮尺図でも角度もやはりちょっと違うみたいなんですよ。甘く書いているというか、モデルの方です。そこら辺、正確な図がやはり欲しいなと思うんですが、そういうのは出来上がっているんでしょうか。

【田村交通課長】 それは、警察協議を行って、一応、出来上がっております。

【甲斐委員】 すいません。そういう資料もいただいた方が、より議論がわかると思うんですが。

【田村交通課長】 わかりました。

【森都市計画課主幹】 補足を一つだけ。

【藤井会長】 どうぞ。

【森都市計画課主幹】 昭和 46 年の方については、詳細な資料はございません。当時の都市計画の図書を見ても、このようなポンチ絵のようなものが参考で入っている程度で、詳細な図面はありません。

【甲斐委員】 新しくできた図があるなら何メートルからカーブするのとか、ライフの入り口の所にちょうどカーブがくるのかだとか非常に重要だと思うんですが、それでもうちょっと知りたいなと思うんですが、資料をいただければと思います。

【藤井会長】 その辺は、提供可能なものなんですか。

【田村交通課長】 それでは後程お渡し致します。

【成田委員】 今、私が火を付けてしまったものだから。本来の都市計画というのは、2500 分の 1 で都市計画決定するというふうなことになっておりますので、そういう詳細な図 面はあまり本当は出てこないんです。私が申し上げたのは事業の終わりになっているか らということで、今、申し上げたんです。

通常の都市計画のときは、2500分の1。1ミリメートルだと、いわゆる広範で5メートル。ですから私もいろいろ事業をやっている中で、都市計画決定した後、現地に行くと、必ず2.5メートル現地でずれがあります。そうすると、地権者の方々は、必ず自分の土地を売りたいときは多くカウントしてほしい。売りたくないときは少なくカウントしてほしい。それがプラスマイナス5メートルもあるんです。だから当初の計画ってそういうレベルのものですので、事業化して初めて1センチメートルとか5センチメートルとかってそういうふうな形態になっているので、そういう資料に関しては一応、基本原則はそうだということをご理解して見ていただければと思います。

【藤井会長】 やはりそのように都市計画道路とかを変更した場合には新たに線が引かれた所はやはり権利制限が伴ってまいりますので、そうなってきたときに、整備するという段階でもプライオリティーを持って順番にどこからやろうかということになると、これ非常に地権者のことも含めて微妙なプログラムになりますので、そういった議論を都計審で議論しなければいけないときもあるんです。そういったときには、本来、この我孫子市では都計審を公開ということでやっていますが、他の自治体では、その場所が限定されて、ある意味、不動産の先行投資が入ってしまうといったような場合にはクローズで議論をするといったような場面もございますので。そういった面では、この線の引き方というのは、かなり慎重に取り組まなくてはいけないというのがあるので、先ほども「出せるものですか」と聞いたのは、その辺のところもあるからなんです。

そういった面では、かなり大きな図面の中のネットワークの変更というご理解の中で、全体の安全性の向上、これを図る交差点協議に基づいた都市計画道路の変更であると。 その趣旨のご理解をいただくというのが、今回の場合にはいいのかなという考えを持っているところです。ですので、逆にどこに付いているかという細かい議論をしだすと、特に地元の方々はこれは誰さん家かなとか、そういったものが見えてまいりますが、そういった議論は本来、都市計画ではあり得ない議論でございますので。

ただ線形がR275 ということで、曲がって大丈夫とか、もっとここだと極端な話、150 ぐらいでギュッと曲げてしまうのかとか、そういう議論が出てきたときに、安全が担保できるかという議論の中のネットワークとしてご議論いただくには、やはり図面を見ないとわからないということもありますので、ちょっとご用意していただいたということです。その辺、ちょっと慎重にご判断いただければと思います。

(図 面 提 供)

【藤井会長】 私が先に図面を見て説明してしまいますが、今、公園坂通りから下って来ると、14 号線にぶつかる所で急に曲げていますが、これは正しい。ここの所で、かなり速度をガクッと低下させるということで、必ず一時停止しない限り道路を見られないぐらいの曲がり方をしています。ですので、そういった面では、速度停止という止まれの指示に基づいた停止線の位置もさらに後ろになっていますので、安全は担保されているかなと。かつ、ゼブラの位置の所で、右左折の制限がかかる。こういったような状況もありますので、かなりこのT字路としての処理としては制御されている感じはします。

あとは、位置的なものの問題があるかといったところかとは思います。よろしゅうございますか。

【成田委員】 はい。大丈夫です。

【藤井会長】 それでは、そのほか、ご質問はいかがでございましょう。それでは、かなり道路で時間を取ってしまいましたが、諮問されていることですので、決議をいただかないといけません。他市では挙手をもってといった場合もございますし、「皆さん、よろしいですか」で「はい」と言って済む場合もございますが、従来、この我孫子市では「よろしいですか」で皆さん、うなずく形が語り伝えられてございますがそういう方式でよろしゅうございますでしょうか。それでは特に異論がなければ、この諮問に対しまして同意を得たという確認をしたいと思いますがよろしゅうございますか。

【一同】 異議なし。

【藤井会長】 ありがとうございます。それでは諮問第 1 項につきましては確認したということで、続いて諮問事項の 2 並びに諮問事項 3 という形に移らしていただきます。諮問事項 2 の都市計画緑地の変更と諮問事項 3 の都市計画公園の変更は関連しておりますので、2 つについて説明をいただいた後、ご質問いただいた上で、決議は個別にという形をとらせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。それでは、まず事務局からご説明いただけますでしょうか。

【高橋公園緑地課長補佐】 今回、お諮りする諮問は「第 2 号議案・都市計画緑地」及び「第 3 号議案・都市計画公園」の変更について 2 件をご審議いただくものです。今審議会におきまして、2 名の審議委員の方が変わりましたので、改めてご説明させていただきますが、第 2 号議案の内容につきましては、簡潔に説明させていただきます。

初めに、今回の件につきまして、案の公告・縦覧を平成27年4月13日から4月27日まで実施いたしましたが、縦覧に来られた方、意見の提出をされた方は、ありませんでしたことをご報告いたします。

それでは、第2号議案・都市計画緑地の変更についてご説明いたします。第2号議案、都市計画緑地の変更は、利根川ゆうゆう公園です。昨年12月25日に実施いたしました都市計画審議会において、中間報告をさせていただきましたが、面積は、変更前面積203.4ha、変更後面積202.9ha、廃止面積0.5haです。

お手元にお配りいたしました資料 2 をご覧ください。今、お伝えしました面積は 4・5 ページに現況説明及び新旧対象表でご覧いただけます。委員の皆様には、6 ページをお開きください。位置図と明記していますが、緑色で示している部分が利根川ゆうゆう公園です。

続いて 7 ページをお開きください。総括図と明記していますが、今回の変更は黄色で示している箇所、利根川ゆうゆう公園とは飛び地になっている部分です。これにつきましては、昨年 12 月の審議会でご説明いたしました当該地は、県道我孫子利根線によって河川敷の公園と分断されていることから、公園とのネットワークの確保が困難であるとともに、公園の運動施設の利用に必要な手続きや公園利用者の休憩などは、当該緑地に近接する我孫子市民体育館で行えるようになり、管理施設が不要となったことから、都

市計画緑地として存続する必要が無くなったため、区域を変更するものです。

続きまして、第 3 号議案・我孫子都市計画公園の変更について概要をご説明いたします。資料 3、タイトルは我孫子都市計画公園の変更になります。都市計画公園は、南新木沖田公園です。委員の皆様、資料 3、6 ページをお開きください。位置図をご覧ください。この位置図の右側の新木駅南側の緑色で示している箇所が今回、都市計画公園として、追加する南新木沖田公園です。

この公園は、我孫子土地区画整理事業によって整備され、JR成田線新木駅南側地区に位置する近隣公園として、平成18年度から順次公園施設の整備を行ってきました。新木駅南側地区は、新しく整備された住宅地であり、若い世代が多く居住していることから、若い世代の定住化促進のため、我孫子市が取り組んでいる公園の魅力づくりの第1弾として、昨年、平成26年度に地域住民の意向に沿った複合遊具を設置いたしました。さらに、南新木沖田公園は、防災公園、一時避難所としての役割を担う地区の主要な公園であることから、都市計画公園として追加するものです。

続きまして 9 ページ設計予想図をお開きください。公園整備については、順次行ってきましたが、予定図にあるシェルターの整備については、市の財政状況も踏まえながら今後、整備していきます。ただ今、ご説明いたしました南新木沖田公園の都市計画公園の変更は、都市計画公園・都市緑地の減少を補い、快適で潤いのある都市環境づくりを図り、公共の福祉の増進に資するため、追加するものです。

以上で説明を終わりますが、昨年12月の審議会において中間の事前説明・報告をいた しました第2号議案、利根川ゆうゆう公園の都市計画緑地の変更及び第3号議案、都市 計画公園の変更について、ご審議いただきますようお願いいたします。

【藤井会長】 ありがとうございます。まず確認なんですが、資料の3の3号議案につきまして、こちら縦覧した結果、こちらもゼロ名という理解でよろしゅうございますか。

【高橋公園緑地課長補佐】 はい。申し訳ございません。その通りです。

【藤井会長】 ありがとうございます。それでは、これからご質問、ご意見を伺ってまいりたいと思いますが、共通することもございますので、いずれの議案でも結構でございます。ご質問、ご意見ございましたらお伺い致します。いかがでございましょうか。

【阿曽委員】 2 号議案の 5 ページ。変更後と変更前の字名がここに書かれておりますが、 これは昔のもので、実際のところ、ここは河川区域に入っている所で、こういう字名は どこから引用したんですか。

【飯泉主査長】 ここの字名につきましては、地籍図から拾ったものなんですが、おっしゃるとおり現状は土手があって土手の下の河川敷の部分になっているのが現状でございます。

【阿曽委員】 だから、これは河川区域の中にある字名をここに載せてあるということですよね。

【飯泉主査長】 その通りです。

【阿曽委員】 だから、これが実際のところ、基盤整備やったときにもない字名がここに あるんですよ。それで、現実に今月の農業委員会でも、この河川区域の中に個人持ちの 農地があったということから、これを寄付しようとしたって国交省はなかなか受け取ってくれない。農地法という法の下に国交省が受け取らないという話で、ようやくここで農地法の許可は要らないという形で農業委員会は今度は法務局とやったりして、今いろいるアクションを起こしているところですけど。現実にこの字名、使われていないものを、なぜこういう所へ出してきてるのかなと思って。

【飯泉主査長】 現状、まだ公図の中では、この字名が残っている状態なので。

【阿曽委員】 いや、それは私もこれ 53 年の我孫子市の重ね公図を持っていますけど、実際、こういう不具合なことがまかり通ってるんですから。これ河川区域の中の字名ですから。

【渡辺都市部長】 今、阿曽委員のおっしゃるとおり、今回のこのゆうゆう公園について は河道も含めた形の河川区域を都市計画決定しておるものですから、基本的には今、一 般的には使われていないような所も入ってしまっているのが現実なんですけども、基本 的にはその河川区域の所にある小字、字名を全てうまく抽出するというのがルールとい うことでさせていただいておりますので、その辺ご理解いただければと思います。

【阿曽委員】 いや、それはわかりますけど、土地改良をやったときに字名をみんな、消して、今残っている字名というのは河川区域の中で幾つもないんですよ。

【藤井会長】 現実にはあるというのが、これはやむを得ない話なんです。都市計画的に その変更有り無しといったときに、字を取るようなことをやればまた別ですけども、現 状のところから転換する場合には、これやむを得ないかなという気は致しますが。

【阿曽委員】 いや、私は河川が総合運動公園の取りかかりのときから中に入ったものですから、その辺のことはよく知ってるんですよ。

【藤井会長】 そのときに変更し、その字名を取るところまで一括でできていればそのままですが、今回の場合にその字を取るといったところまで踏み込むかどうかというのは、別の問題ですね。ですが、変更した後に、そこのところを処理していくという手だてを踏まないと難しいのかなという気は致しますけど。

【阿曽委員】 市の方で借りたとき、占用願いを出したときには、河川区域で借りて占用 したというようなことなんだよ。実際は、字名が出ていないんだよ。

【渡辺都市部長】 確かに例えば地番がある所については基本的に登記簿があって、登記簿の所には何らかの形で字名が記載されているものですから、今後、例えば国の方で河川敷の整理をして、例えば有地・無地番地、国有地みたいな形で全部一緒に一帯にしちゃうとかというような形の整理をしてくれば、うちの方もそれに合わせてこの辺を整理ができるんですけど。今の段階では有地番地ということでうちの方は判断しておるんですけども、ちょっとその辺はまたいろいろ決定当時からこのままなものですから、今は委員からのご指摘も含めて、もう一度、今の地番の状況を調べて、もし今は有地番地じゃなくなっているよということであれば、そこはまた改めて整理をさせていただくということでお願いしたいと思います。

【阿曽委員】 だから、河川区域の中に個人の所有農地があったということから、今回の 委員会でもいろいろ問題になったわけですから。 【藤井会長】 なかなか難しい問題がありますね。

【阿曽委員】 だから、明治43年の堤防の年表からず一っと押していかないと。

【藤井会長】 それでは、ぜひ事務局の方で、どういう状況かを現状確認していただく。 ただ現状では、そこの地番が公図の中に組み込まれているものについては、同等の動き をまたしていかなくてはいけないということになりますので、それはご理解いただくと いうことかと思うんです。そのほか、いかがでございましょう。

【當麻委員】 南新木の公園について、都市計画公園への変更をするというご説明がありました。それについては全く異存のないところでございますが、この公園の機能として防災公園としての役割を持つという説明がありましたが、今後の設計計画のご説明もありました中で、防災的な役割として、例えばさらにこの計画に加えて非常用の給水施設、例えば井戸などです。ご検討があるのかないのか、その辺を参考に教えていただければと思うのですが。

【飯泉主査長】 今、現在の計画の中では、災害時用の井戸を掘るというような計画はございません。ただ、ここの公園の中に設置しているベンチ2基なんですが、災害時にかまどになるようなかまどベンチというものを設置しております。それと、これは自治会で設置しているもので市のものではないんですが、自治会さんでこの公園の敷地の一部を利用して防災倉庫というものを設置をしているのが現状でございます。

【藤井会長】 そのほか、いかがでございましょう。

【岡部委員】 同じく南新木沖田公園のことですけれども、近隣公園から都市計画公園に変更することによって、近隣住民についての権利義務の関係で目立った変更というのはあるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

【飯泉主査長】 近隣住民の権利が変わるというようなことはございません。もともと公園という形で区画整理のときからいろいろ整備されてきている所でございますので、ありません。近隣住民への影響というのはないと思います。

【藤井会長】 そうしますと、どういうメリットがあるのかといったところをちょっとご 紹介していただけますか。

【飯泉主査長】 メリットと致しましては、都市公園である上にまたここが都市計画公園 ということで、公園としての位置付けが強固のものになるというようなことで考えます。

【藤井会長】 ご理解いただけましたか。

【岡部委員】 はい。わかりました。

【藤井会長】 そのほか、いかがでございましょうか。

【関委員】 第2号議案の方ですけども、以前は管理施設ということで整備しようと計画 されていたということで、今回はその都市計画緑地の変更ということですけれども、市 民の方々からしたら、ここをどういうふうに将来利用されるのかというところで、現時 点における市のお考えがあれば教えていただければと。

【藤井会長】 活用の方ですね。どうぞお願い致します。

【成嶋公園緑地課長】 今のところ、公共施設というところで考えているところなんですけど、市としての案としましては土木センターを建設する計画案を出していっておりま

す。

【藤井会長】 よろしゅうございますか。

【関委員】 すいません。その土木センターというのは、どういう機能でどのような役割 するものなのか、ちょっと市民にわかりやすく教えてあげようと思うんですが。

【成嶋公園緑地課長】 現在、クリーンセンターの隣にあるものなんですけど、基本的には全く同じ機能を有するものという形で、道路の整備とか、維持、管理を中心に行うものであります。

【藤井会長】 よろしゅうございますか。そのほか、いかがでございましょう。特にもうよろしゅうございますか。それでは、そろそろお諮りしてよろしゅうございますか。それでは、決議は2号議案、3号議案、別々にまいりたいと思います。ではまず、2号議案でございます。緑地の変更につきまして、特段、ご異議がなければご承認いただきたいと思いますが、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。

【一同】はい。

【藤井会長】 ありがとうございます。それでは、続きまして3号議案でございます。南 新木の沖田公園、こちらの都市計画公園の変更でございます。特段、ご異議がなければ、 ご承認いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【一同】 はい。

【藤井会長】 ありがとうございます。それでは、ペースアップしているわけではないんですが、こちらは30分で終わりました。続きまして、次が第4号議案で、4号議案が終わりましたところでちょっと一旦休憩を取らしていただこうと思っておりますので、もう少々よろしくお願い致します。トイレ等ございましたら、途中中座される方いらしても結構かと思いますので、適宜、よろしくお願い致します。

それでは、第4号議案でございます。我孫子市都市計画土地区画整理事業の変更についてということで、事務局よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【宮本地域整備課長】 地域整備課長の宮本でございます。よろしくお願いします。諮問事項として4号議案、我孫子都市計画区画整理事業の変更についてご説明させていただきます。お手元の資料1ページをご覧ください。一つ目の柴崎土地区画整理事業については、常磐線の新駅開設に伴い急激な市街化が予想されることから、公共施設の整備と宅地の利用増進を図ることを目的に、昭和44年1月30日に66.8haが都市計画決定され、昭和45年9月1日に57.1haで事業認可を、平成13年6月29日に換地処分を行い事業は終結しましたが、9.7haが地元地権者の合意が得られず、未施行区域として45年経過している状態となっております。資料5ページをお開きください。右下に凡例がございます。赤線で囲った区域が土地区画整理事業の施行済みの区域になります。西側の黄色で囲った部分が、今回変更を予定しております、区画整理事業未施行区域になります。

次に資料6ページをお開きください。天王台土地区画整理事業についてです。天王台 区域についても、常磐線の新駅、天王台駅開設についてと、成田線の東我孫子駅周辺の 健全な市街地形成を目的とし、昭和37年2月2日に53haが都市計画決定され、昭和37年9月24日に51haで事業認可、平成14年11月1日に換地処分を行い事業は終結しましが、同じく2haが地元地権者の合意が得られず、未施行区域として52年経過している状態となっております。資料10ページをお開きください。赤線で囲った区域が土地区画整理事業の施行済みの区域になります。東側の黄色で囲った部分が区画整理事業未施行区域になります。

最後に中峠土地区画整理事業についてです。資料 11 ページをお開きください。中峠地区については、成田線湖北駅北口地区の健全な市街地の形成を目的に、昭和 47 年 2 月 1 日に 21. 6 h a が都市計画決定され、昭和 51 年 7 月 16 日に 20. 8 h a で事業認可を、平成 5 年 6 月 1 日に換地処分を行い事業は終結しましが、0. 8 h a が地元地権者の合意が得られず、未施行区域として 42 年経過している状態となっております。資料 15 ページをお開きください。赤線で囲った区域が土地区画整理事業の施行済みの区域になります。東側の黄色で囲った部分が区画整理事業未施行区域になります。

これらの柴崎、天王台、中峠の三地区においては、土地区画整理事業を実施すべく都市計画決定されましたが、区域の一部に地元地権者の強固な反対があり合意形成が得られず事業認可の際に区域から除外され、事業化の見込みもなく長期間にわたり未施行のままになっております。これらの区域においては、民間業者による開発行為等による宅地開発が進行し、土地区画整理事業の実施が困難になっています。人口減少による住宅需要の低下や、経済の停滞など、近年の社会情勢の変化や経済情勢の変化に伴い、住宅供給を目的とした土地区画整理事業のあり方が問われる時代背景となり、限られた市の財政において、より効率的、効果的な税金の使い方が強く求められています。我孫子市都市計画マスタープランにおいても、これら未施行区域について都市計画の変更・廃止の検討が位置付けられています。

次に未施行区域における地権者アンケート調査報告です。資料 16 ページをお開きください。昨年 12 月の都市計画審議会において、平成 26 年 12 月に実施した地権者説明会についてご報告させていただきました。説明会にて配布したアンケートは回収中だったため、この度集計結果のご報告をさせていただきます。また、前回の都市計画審議会において、アンケートのサンプル数を表示するようご指摘いただきましたので、円グラフ下に、「配布数」としてサンプル数をお示ししております。アンケートのサンプル数は、全ての地権者を対象としております。地権者説明会を欠席された方にも、説明資料と併せてアンケートを送付し、ご協力いただいております。

アンケート結果についてですが、「区画整理事業の実施に賛成か」との問いかけに対し、 反対が賛成を上回る結果となりました。平成25年9月実施の第1回アンケートでは、賛 成反対がほぼ拮抗していましたが、今回は、区画整理事業に賛成する人は地権者総数に 対し1割程度という結果になりました。

以上の事から、三地区については、土地区画整理事業を実施する必要性が低いこと、 事業実施に係る地権者の合意形成は困難であることなどから、未施行区域の都市計画を 変更して、区画整理区域を廃止するための手続きを進めさせていただきたいと考えてお ります。

します。

なお、都市計画の変更についての経緯と今後の予定については、17ページにございます。都市計画法に基づき、平成27年2月6日千葉県知事へ事前協議を申請しました。これについては、同年3月30日に「都市計画法第19条第4項に定める協議の観点からは依存ありません」と事前協議回答をいただいております。次に、平成27年4月13日から同月27日まで都市計画の変更の案の縦覧を行いました。縦覧者、意見書の提出はありませんでした。今後の予定については、来月6月上旬に千葉県知事への協議申し出、同6月中旬に千葉県知事の協議回答を経たのち、同6月下旬に決定告示を予定しております。以上、簡単ではございますが、柴崎、天王台、中峠土地区画整理事業の変更及び都市計画を定める土地の区域についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い

【藤井会長】 どうもありがとうございます。これまでの議案はどちらかと言いますと、暮らしを良くするためにといった都市計画の前向きな議論でしたが、こちらはどちらかと言いますと、少し後ろ向きになるような計画案でございます。都市計画審議会の中でそういうこともやはり検討しなければいけないということで、なかなかご意見も難しいことがあるかと思いますが、前回、ご指摘されたところは地域への丁寧な説明がなされているのかということと、住民にきちんとそこが伝わっているかと。そこのところがかなり問われていたかと思いますので、その辺に関しまして、ご理解をいただくような取り組みも、大きな数字で見せていただいたとそういう状況かと思います。こちらにつきまして審議に入りたいと思いますが、ご質問、ご意見ございましたら伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【内田委員】 ごめんなさい。今の会長さんのお話と関係あるんですが、気になるのが地権者アンケート調査報告と、今16ページでご説明いただいたんですが、この未回収がどこの地域でも半分以上なんですが、この辺の説明と、どのようなアンケートを実施されて、こういう結果に対して行政としてはどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

【加藤地域整備課長補佐】 今回のアンケートについては、2回目のアンケートになります。 前回が25年の9月に、第1回目のアンケートを実施させていただきました。そのときは 全体の7割程度の方からご回答をいただいたんですけども、今回については大体、3割か ら5割ぐらいということで、非常に回収率が落ちているという現状は、委員ご指摘のと おりでございます。

私どもとしては、その辺については、今回12月に各地区地元に赴きまして説明会を開催させていただきました。その説明会を開催した際には、事前に市の考え方をお手紙の中でお示しした中で、各土地区画整理事業の未施行地区については廃止をするという形で地権者の皆さまにご説明をさせていただいて、その辺の部分がご理解いただいて、廃止が前提ということであればあえてアンケートにお答えしなくてもという形で、ちょっと回収率が落ちたのかなと。

回収に当たっては、一度、アンケートを送付した上で、1月の半ばに期限の前にもう一

度、お礼状兼催告、アンケートについて未提出の方についてはご提出をお願いしますということでお葉書を配ったりして、回収率が上がるように努力をしてまいったところなんですが、結果としては3割から5割程度ということで、前回より2割から4割ぐらい回答が落ちたというような実情がございます。

【内田委員】 そしたら、この土地区画整理事業を廃止することに対しての住民の方の合意形成は得られたというふうに、今回判断されて廃止ということになったというふうに考えてよろしいですか。

【加藤地域整備課長補佐】 はい。私ども担当課としては、そのように判断をしております。説明会の中では、まず土地区画整理事業というものを理解していただくために、土地区画整理事業のメリットとかデメリットとか、そういったものについても基本的なところから、丁寧にご説明させていただきました。地権者の皆さまからは、やはり土地区画整理事業を実施したときのデメリットの部分、例えば土地の減歩が生じるとか、清算金の負担が生じる可能性があるとか、そういったことを危惧された認識された方が多くて、前回は賛成、反対の割合がほぼきっ抗していたものが今回は反対の割合の方が増えているというふうに理解をしております。

【藤井会長】 よろしゅうございますか。そのほか、いかがでございましょうか。

【當麻委員】 2 ページで下の方に 4.変更の内容という表がありますが、そのすぐ上に 2 行の文章、なお以下の文章があって他の地区にはないんですが、この柴崎地区に関してはこの 2 行が書かれているようには理解しました。その理由と、それから規制誘導などの手法によりうんぬんとありますが、これは具体的にどのようなことが想定されるのか教えていただければと思います。

【藤井会長】 事務局、お願い致します。生産緑地絡みということですね。

【加藤地域整備課長補佐】 そうですね。柴崎地区と天王台、中峠地区で柴崎地区が異なっている点というのは、天王台、中峠地区については開発行為等によって既に地区の大部分が宅地として利用されている現状があります。柴崎地区については、もともとからの地主さんが多くて、もともと農業をされていた方が多い。そういった関係で、ここにもあるように生産緑地とか、畑とかそういった農業に土地を利用されている方が非常に多いと。ただ今後、例えば相続とか、そういったものが生じてくる中で宅地に転用されていく可能性も今後、あるのかなという。そういうふうに理解した中で、今後、農地として利用されている部分が将来的に宅地として活用されることがあれば、市としては何らかのいわゆる規制誘導とか、具体的にちょっとどういった形になるか、わかりません。開発行為になるのか、地主さんの意向というものがあるんで、今の時点ではちょっと詳しいお話しはできないんですけども、そういったことがあれば、そういった形で開発行為であれば、開発行為の中で私どもとしては指導をしていきたいというふうに考えています。

【藤井会長】 私、冒頭のところで生産緑地という話を一番、最初にちょっとさせていただいたんですが、結構、やはりむなしい計画になりつつあるというところでございます。 地権者の方たちがやはり就業できているときはいいんですが、やはりお亡くなりになる

といったような場合はその継続はできなくなってしまうと。そういったときに今のそこの規制誘導というキーワードがあったときには、例えば全体の緑地計画とそういったものとリンクさせた中で、この柴崎地区周辺の中でやはり緑の空間をどうやって確保していくのかと。そういったような代替肢として考える優先順位、課題発起が高い地区なのかどうか。そういったような問題認識の中で、例えばここは我孫子市の財政規模にもよりますけど、優先的に将来的なその緑の空間配置を考えたときに先行的に確保していくような地域であると言っているんです。そういう考え方、コンセプトをやはり行政の中でも持っていくとか、そういうことも、ぜひ今後検討していただきたいなと。今あればあったで結構なんですけども、やはりそういう文言の中に、私はそういう思いがにじみ出ているんだろうなといういい方向の理解をさせていただいております。

【當麻委員】 私もそう思いました。

【藤井会長】 そういうことで考えいただければと思います。そのほか、いかがでございましょう。

【岡部委員】 今回の2回目のアンケート調査報告を見させていただきまして、前回、1回目のアンケート調査をもらっていますので、それの対比でちょっと計算させていただきますと、これだけの説明をした後でそれにもかかわらず21軒の方がまだやってほしいというふうに言っておられますよね。柴崎地区で9軒、天王台地区で9軒、中峠地区で3軒。この21軒の方に今後は千葉県との協議をやって回答を得れば、決定告示というだけでの手続きで済まされるということなんですが、これはぜひ50年近くこういう問題にかかわってきたわけで、なおかつ21軒の方が「もっとやってほしい」と言われているわけですから、その人たちに対する説明、それをどういうふうにするのか、どういうふうに考えたらいいのか。それをお伺いしたいと思います。

【加藤地域整備課長補佐】 非常に難しいものですけども、この賛成された方がどのような背景を持ってこの賛成されたのかというのが実際、わからない部分があります。ただ土地区画整理事業というものをイメージで捉えて、土地区画整理事業を行えば道路が広くなったりとか、公園ができたりとか。土地区画整理事業をイメージで捉えて賛成されているという方もいらっしゃいます。説明会の中でも、一部の方から事業を実施してほしいというお話もいただいていました。天王台の地区では、地権者の方なんですけども、天王台の街並みが土地区画整理事業によって、やはり道路が整備されたりとか、駅前広場が整備されたりとか、公園ができたりして街並みが良くなったと。人も張り付くようになったというようなご意見もいただきました。柴崎においては、やはり雨水の浸水被害が一部この地区の中にありまして、その浸水被害を解消するために、土地区画整理事業をスピーディーに実施してほしいというような意見もありました。今後については、そういった各地区説明会の中でもアンケートの中でも、個別には例えば道路を広げてほしいとか、下水道を早く整備してほしいとか、そういった意見もいただいておりますので、それについては、担当課の方に既に申し伝えておりますので、担当課の方の整備計画の中で整備をしていきたいというふうに考えてはいます。

【藤井会長】 基本的に決定告示があった後に、住民説明をどういう形でするのかといっ

たようなところも含めて、ご検討いただければと思うんです。やはり都市計画道路の整備のところでも、静岡県では訴訟問題も発生したと。権利制限があったことによって、私たちの暮らしはという問題がやはり指摘されているところもございます。やはりこれまで何回か丁寧にアンケートをしていただいて、かつ今のお話でもかなり顔が見える要望といったものが事務局の方で捉えられていますので、ぜひそういった意見があったことに関しては都市計画が変更されたことによって、地域でこういう問題はまだ積み残しになりましたと。しかし、そういうことについてはやはり市は全体的に考えていくんだとか。いろいろやはり丁寧な説明責任をどうやって果たしていくのかという姿勢は、ぜひ持っていただきたいと。岡部委員はすっかり直接的な回答を求めているわけではないかと思いますが、そういう姿勢が事務局にあるかないかということをきっと問いたかったんだろうなというふうに私は理解しておりますので、ぜひそういう方向でご検討いただければと思います。よろしゅうございますか。どうぞ。

【成田委員】 会長が冒頭にご発言されましたように、廃止という都市計画が非常に後退 的な、非常にまちづくりに関してはあまりいい方法ではない。それは今、静岡の事例な んかも触れましたように、長い間、都市計画制限をしていたわけですから、それには逆 に対価の保証という行政としてはそういう努力でというような、そろそろそういう姿勢 も持っていなくてはいけない状況なんですけども。それで、今回の事例の場合、もうち ょっと前向きに捉えるというとどうするかということなんですけれども。44 年も都市計 画決定ということで、43 年に旧都市計画法から新しい新都市計画法になってすぐ事業化 してからずっと40年以上過ぎている。その間、都市計画法もいろいろ新しい事業制度と かを入れてきておりまして、特に面開発に関しては再開発の区画整理とか、都市計画手 法もいろんなことが整理されています。特に平成16年に都市計画の制度改正なんかが大 きく変わって、それまでの通達行政から技術指針というふうな形でそういう都市計画行 政のあり方というものも大きく国として展開していますので、それですぐというような ことではないんですけども。それから、賛成する人がいるのに廃止するのはというのは、 やはりちょっと意見としてありますよと。これももっともな意見だと思いますので、そ ういうことで、実は今後、検討していただきたいのは、そこの途中経過の中で地区計画 という制度がございますから、この地区計画という制度を今後、取り入れるよう整理し ながら、我孫子市のまちづくりを今まで計画的に進めてきたものを廃止して止めるので はなくて、どういうふうにしてつないでいくのかという、そういう地区計画にもいろん な緩い地区計画から強い地区計画までありますので、そういう手法をこれから検討しな がら、緩いこのまちづくりの方向に進んでいっていただければなと思っておりますので。 意見でございます。

【藤井会長】 それでは意見として、事務局の方で受け止めていただければと思います。 そのほか、いかがでしたでしょう。よろしゅうございますか。それでは、審議の方に移 らせていただきたいと思います。4号議案に関しまして、積極的な反対のご意見はござい ませんでしたので、お認めいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

【一同】はい。

【藤井会長】 ありがとうございます。それでは、会議が始まりまして 1 時半からの会議で既に 2 時間たってしまいましたが、この後、この県との対応ということでまたちょっとお時間を要するものがございますので、ここで少々、休憩を取りたいと思います。10分と言いたいところなんですが、ちょっと後もございますので、35 分開始という形で休憩を取っていただければと思います。よろしくお願い致します。

(休 憩)

【藤井会長】 皆さん、おそろいでございますか。よろしゅうございますか。それでは時間となりましたので、早速、進めてまいりたいと思います。これからは協議事項ということで、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについてということで、県が絡んでまいります。区域マスの問題です。こちらについて、まず事務局よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【鈴木主査長】それでは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについてご説明いたします。先程冒頭で確認いたしました、本日差し替え分の協議事項 資料の A3 版の対照表の形式になっております資料にしたがって説明させていただきます。それでは、資料をご覧ください。この新旧対照表は、前回 12 月の都市計画審議会時に提出させていただいた市の原案が左の欄にあり、真ん中の欄は、委員の皆様の意見や県の指示事項をうけ修正し、3 月に縦覧を行った後、4 月 30 日に正式に県に申出したものの、5 月 18 日に再度県から修正指示があり、再度県に提出した案です。また、右の欄には、委員の皆様からいただいたご意見と千葉県からの指示事項の内容とそれを踏まえてどう対応したかということが記載されています。今回は、前回 12 月に説明させていただいた原案から変更となった部分について、説明させていただきますが、ボリュームが多いので、主な部分について説明させていただきます。

まず 4 ページをご覧ください。①千葉県の基本理念が記載されていますが、ここは、 県下統一記述として、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」をはじめ とした 4 つの基本的な方向を示して、わかりやすく記述する等の見直しを行ったもので す。なお、二重線のアンダーラインで太字の部分は、さらに県から 5 月 18 日に見直しの 連絡があり修正した箇所です。

続いて 5 ページの②本区域の基本理念ですが、まず常磐線が東日本旅客鉄道常磐線と表記が変更されていますが、このような軽易な変更については、今後説明を省略させていただきます。続きまして、中段にあります手賀沼の水質改善についての記述ですが、前回當麻委員から「行政による浄化事業にも言及すべき」との意見がありましたので、その旨を追記しました。また、近年の集中豪雨による水害についても言及すべきとの意見が當麻委員からありましたので、その旨を追記しています。続きまして、「○環境負荷の少ないコンパクトな都市づくり」ですが、前回の審議会後に當麻委員から、「自動車交通に過度に依存しない」という記述について、環境負荷上は市民が自家用ガソリン車に依存することが問題なので、「自家用車に過度に依存しない」とすべきとの意見がありましたので、市として検討した結果、自家用車には低公害型車もあることから記述自体を削除しました。

続きまして、7ページ「2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 1」 区域区分の決定の有無」ですが、県から区域区分を継続する理由・背景として、我孫子 市の実情に合った理由・背景が追加したものが示されたことから、修正しました。

続きまして、8ページの2)区域区分の方針②産業の規模の表をご覧ください。前回、 内田委員より工業出荷額が平成22年の約165億円に比べて37年は10倍も高い値のおお むね 1600 億円になっているので、根拠を県に確認すべきであるとの意見がありましたの で、県に確認したところ、22 年は、例外的に落ち込みが大きかった年で工業出荷額が少 なかったとのことでした。37年の推計としては、経産省工業統計調査のH12、17、22年 の平均値を基に推計しており、推計値の1600億円は誤った数値ではないとのことでした。 また、内田委員からは、近年の人口減少・農業の担い手減少などにもかかわらず、1 次産 業・2 次産業の就業者が増加する推計となっているので、根拠を県に確認すべきであると の意見もあり確認したところ、1 次産業の数値は、国勢調査のH12、17、22 年の就業人 口に基づき、平均値を算出しているとのことでした。2次・3次産業の数値は、就業人口 から1次産業人口を控除し、これに2次・3次就業人口比を乗じて算出しているとのこと でした。産業フレームは、県や市の産業に関する施策展開を踏まえて算定するものであ り、1 次産業については、少なくとも現況の規模は維持されると見込んで過去中長期の平 均を採用しているとのことでした。市としましては、産業フレームは県や市の産業に関 する施策展開を踏まえて算定するものであり、単純な推計とは異なるものであること。 また、我孫子市総合計画においても、1次産業にかかる施策として、農業の担い手育成や 農業生産・農業経営基盤の維持強化等を掲げていることなどの理由により、県の設定し たフレームで了承することとしました。

続きまして、9ページの「3. 主要な都市計画の決定の方針 1) 都市づくりの基本方針」ですが、県からの指示としては、11ページにあります 12月の案の下段にある「④特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針」に記載しているア・イ・ウ・ク・ケの事項を「1) 都市づくりの基本方針」として一括して記載されたいとのことでした。そのうち特に「③都市の防災及び減災に関する方針」の記述では、水害対策や建築物の耐震化等について、より具体的にかつわかりやすい表現に改めたほか、土砂災害警戒区域等に指定された区域については、開発行為や建築行為等の抑制に努めると追記しました。続きまして、10ページの「①主要用途の配置の方針」ですが、5月18日に県下統一で業務地と商業地を分けるとともに、商業地については中心商業地と一般商業地に分けるように県から指示がありましたので修正しました。また、「②市街地における建築物の密度の構成に関する方針」のa商業・業務地や住宅地の12月の原案における中密度という表現はわかりにくいので、高密度へ表現を修正されたいなどの指示が県からあり、そのように改めました。

続きまして、11ページのア. に千葉県住生活基本計画に基づく記述がありますが、現区域マスに記述している「できる限り早期に、すべての世帯が千葉県住生活基本計画に定める最低居住面積水準を確保できるように努める」という目標を継続して記述することになりました。次に、ウ. 「定住人口の増加につながるよう、ライフステージごとの住宅

需要や、世帯の増加、住替えなどの住宅需要に見合った住宅建設を促進する。」という原案に対して、前回の審議会において、當麻委員から「人口フレームではH27年から37年にかけて人口減少を想定しているが、ここの記述では定住人口の増加をめざしているので、関係がわかりにくい。」との意見がありましたので、できる限り見直し、「人口減少が進む中、定住人口の維持・増加につながるよう」という記述に改めました。

続きまして、12 ページ 5 月の案の「ウ. 居住環境の改善又は維持に関する方針」ですが、県から指示があり、「空き家の適正管理を促す」記述を追記しました。また、「エ. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針」ですが、県から指示があり、『「緑の基本計画」や「景観形成基本計画」に基づき、市街地に残された貴重な緑地の保全や都市の風致の維持に努める。』と修正しました。続いて、⑤市街化調整区域の土地利用の方針ですが、前回の審議会において、鎌田委員、飯塚委員、内田委員、藤井会長から、「積極的に保全する」という表現や「最大限保全することを基本とする」という表現がわかりにくいとの意見があったので、できる限りわかりやすい表現となるよう、「積極的に保全する」という表現の箇所は、「保全する」という表現に、「最大限保全することを基本とする」という表現の箇所は、「保全することを基本とし、一部の区域で」という表現に修正しました。

続きまして、13 ページの「イ. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方 針」ですが、県下統一記述として、「急傾斜地等土砂災害の恐れのある区域については、 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定及び運用により、開発行為等の制限を図り、 安全性を確保する。」の記述を追記しました。続いて、「エ.秩序ある都市的土地利用の 実現に関する方針」ですが、市街化調整区域で新たな都市の発展を担う都市的土地利用 を図る場合の考え方は、このエ、の項目に関することなので、県の提案を踏まえて、「市 街化調整区域で、地区計画の活用等により新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図 る場合には、自然環境の保全・創出に努める。」と追記しました。続きまして、3)都市 施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ア. 交通体系の整備の方針ですが、 前回の審議会で北岡委員より、国道 356 号については、全国的な道路ネットワークを形 成する国道であることから、広域計画である本計画では、広域的な幹線道路から削除す るのは違和感があるとの意見があったため、国道 356 号を広域的な幹線道路として捉え て追記しました。続いて、13 ページの下段にあります都市計画道路についての記述です が、県下統一記述として、「長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を 踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替可能性等を検証し、見直しを行う。」と修 正しました。

続きまして、14 ページのイ.整備水準の目標の都市計画道路の整備目標についての記述ですが、前回の審議会において、北岡委員より、現在整備済みの都市計画道路の延長が約 1. 6 k m / k m で、現在の都市計画決定の延長である 2. 6 k m / k m まで整備するとしているが、一方で、「都市計画道路の必要性を身極めながら整備を進めていく必要がある」という表現があり、その関係がわかりにくいとの意見がありました。また県からは、「一般的な市街地面積に対する幹線道路の整備密度の目安を 3. 5 k m / k m / k m / として

いるので、それを踏まえて修正してほしいと意見があったため、それらを踏まえ修正しました。

続きまして、15 ページのイ. 鉄道等に関する記述ですが、前回の審議会において、成田委員より、成田線の複線化についての記述がないが、地元の熱意がないと鉄道事業者は絶対やらないので位置づけておくべきであるとの意見がありましたので、市としましては、成田線の利便性向上や沿線の活性化を図っていくにあたっての最終目標は成田線の複線化であることから、印西市とも調整のうえ「成田線の複線化」を追記しました。続いて、ウ. 駐車場「〇自転車駐車場」の箇所ですが、県下統一で整備済みの自転車駐車場については、記述しないとの指示があり、我孫子駅北口都市計画自転車駐車場は整備済みであるため削除しました。

続きまして、16 ページの下水道及び河川の整備の方針のうち、河川に関する記述ですが、前回の審議会において、阿曽委員より、「手賀沼や手賀川については、上流域からの流量が増え、排水が間に合わないなど危険視されていることから、上流側における治水対策について触れることはできないか。」との意見がありました。市としては、大津川や大堀川などの手賀沼上流における治水対策については、本都市計画区域外の河川に関する方針となることから、我孫子のマスタープランでは記述しませんが、上流域の柏都市計画区域や流山都市計画区域の案を確認したところ、『新市街地の整備にあたっては、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。』との記述が確認できました。

続きまして、17 ページの b 主要な施設の配置の方針 「○河川」の箇所ですが、河川の配置方針だけでなく、現区域マスに記述してある河川ごとの環境整備の方針を継続して記述されたいとの指示があったので、その記述を復活させました。

続きまして、18ページの4)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要な市街地開発事業の決定の方針の表ですが、県より、土地区画整理事業などの市街地開発事業に限定して記載すると指示があり、地区計画等により整備する布佐駅南側地区については、記述を削除しました。なお、布佐駅南側地区については、すでに12ページの「ウ.居住環境の改善又は維持に関する方針」の中で記述済みです。

続きまして、20 ページですが、 d 景観構成系統 ウ. の箇所において、県より、景観の計画を記述するよう指示があったため、「我孫子市景観形成基本計画」を追記しました。

最後に21ページの④主要な緑地の確保目標の表ですが、街区公園の布佐駅南側地区の公園1号と2号については、H19年に都市計画決定した名称の「布佐駅南口西公園」と「布佐駅南口東公園」に改めました。12月に説明させていただいた原案からの主な変更点は以上です。

なお、この区域マスタープランに関する今後の予定ですが、6月2日(火)~16日(火)の期間に「県の素案としての縦覧」を行います。その際、公述申出書の提出があれば、7月4日(土)午後2時30わから公聴会を開催します。その後、県が国と協議を行い、案が固まると、予定では10月に案の縦覧を行うことになっています。その後、市に県から

意見照会があり、11 月頃に市都計審を開催することになるのではと考えています。その後は、12月に県の都計審を行い、最終的に平成28年2月に決定・告示となる予定です。 それでは、区域マスタープラン全体を通して再度、ご意見を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

【藤井会長】 ありがとうございます。こちらは協議事項ということで、決議を取るということではございません。修正に関しまして、事務局の方で再整理をしていただいた。 その中でお気づきの点等ございましたら、そちらについてご質問をいただく。さらに修正等があれば、その修正意見を伺うということになるかと思いますので、よろしくお願い致します。いずれのページからでも結構でございますので、ご質問、ご意見等ございましたら伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【阿曽委員】 手賀沼に流入する大津川、大堀川のどのくらいの量が、洪水時期に手賀沼に入ってくるんですか。

【藤井会長】 いかがでしょう。事務局の方は、これは今、手元にそういった情報はございますか。

【増田治水課主幹】 治水課の増田でございます。今、ちょっと資料の方が手元にないものですから、後ほどお持ちして、その量はお答えするということでよろしいでしょうか。

【阿曽委員】 なぜかと言うと、とにかく我孫子だけが水が集まって水害だなんて、布佐 の方にもああいう被害が出るのに。大津川、大堀川も上流からの水がどの程度、手賀沼 に流入するのかという、その辺の資料が欲しいと思って。

【藤井会長】 それでは、この審議会の中でお答えできるようであれば、ちょっと調べていただければと思いますが、よろしくお願い致します。それでは、まずこちらの件につきましては後ほどということで、お願い致します。それでは、そのほかいかがでございましょうか。

【當麻委員】 5ページの右下ですけれども、自動車の件について、このようにご検討されたということで了解致しました。私が当初、このような意見を申し上げたのは、県のプランにもありますようにコンパクトシティー化というのは一つの方針でもありまして、コンパクトシティーの計画の中には自家用自動車に過度に依存しないとそういうような表現がありましたので、そういったことも踏まえてこのような意見を申し上げたわけでございます。しかしながら我孫子市の現状を考えますと、ある程度のマイカーがないと生活に支障を来すのは明らかでございますので、低公害車もあるので記述自体を削除したということに関しましては理解しますし、了解致します。とはいえ、削除したけれども、運転弱者と言いますか、高齢の方々とか、そういった方はおりますので、自動車交通にマイカー交通に過度に依存しないような交通のシステムを、今後とも整備されていっていただきたいということを希望として申し上げます。それは、記載する必要はないと思いますけど。以上です。

【藤井会長】 それでは、ご意見として、要望と言いますか。今後の市政に向けてという ことになるのかと思います。それでは、そのほか、いかがでございましょうか。内田委 員。 【内田委員】 8ページなんですが、県に確認するように私がお願いしたところで、産業フ レームとか人口の問題についてなんですけれども、県では例えば産業フレームは 1 次産 業については少なくとも現況の規模は維持されると見込んで過去中長期の平均を採用し ているということなんですが、そして市の回答としても県のフレームを了承したいと。 そこに下に理由が書いてあるんですけれども、例えば産業フレームは県や市の産業に関 する施策展開を踏まえて断定するものであり単純な推計とは異なるものであることとい う理由があるんですが、まさにこれ市の施策展開を踏まえて算定するのは当然のことな んですけれども、今、国でも地域創生なんかで、いろいろ人口減少問題が大変、クロー ズアップされているんですけれども、まさにこの人口減少というのは織り込み済みの事 実という前提で、これからのまちづくりの産業政策なり1次産業、2次産業、3次産業の ことを考えていくということは常識になっているようなところがあると思うんですが、 その中で見込みとか願望で、もちろん願望はあるんですけれども、願望に基づいて施策 を展開するというのはちょっと政策課題を挙げていくことにするのはどうなのかなとい うことがありまして。たまたま昨日、東京で勉強会があったんですが、そういう提案が されまして、私、まさにこの辺のところは、例えば産業フレームは 1 次産業については 少なくとも現況の規模は維持されると見込んでとかいうふうになっているんですが、見 込んでというより、まさにどちらかというと願望に近いのかなと。今、現状把握をいろ いろ市でも基本構想とかしている中で、まさに現状把握をしっかり踏まえた上で政策を 立てていかないとやっていけないねって。10年後、20年後、30年後を見据えてやってい かないといけないねという中であって、ちょっと甘いような感じがするんですが、それ を市があえてそれでいくということであれば致し方ないですが、私の見解としてはそう いう印象を受けました。

【吉成都市計画課長】 内田委員がおっしゃるとおり、これが市単独の計画だとしたら、市としてはこういう数字は出せないのかなと思っています。ただこれは県全体の計画で、県が県全体の産業を見据えた中で我孫子市ではこのくらいだろうということで示してきている数字です。ここは何のためにこういった人口の想定値だとか産業の想定値があるのかというと、やはりその下に市街化区域のおおむねの規模というのが示されているんですけども、その規模を算定する上で、例えば人口は今後こうだから、産業は今後こうだから、我孫子市としての市街化区域の面積というのは現状の1615~クタールでいいでしょうと。ただ今後、何らかの産業がきて、場合によってはその産業のために市街化区域を拡大するということもあり得るということで、こういった想定値になっているということで、そこは市が単独で今後の産業の見通しを立てているものとは性格が違うものだということでご理解いただくしかないのかなと思っています。

【藤井会長】 私自身の解釈と言いますか。それからすると、県は全体を見ている。この中で、市として別に他市は関係なくてこの我孫子はどう考えるかといったときに、我孫子市のこの回答の中の理由の2つ目ですかね。我孫子市では、1次産業に係る施策として、農業の担い手育成の農業生産、農業経営基盤の維持強化などとあって、これがどれほど効くかはちょっとよくわかりませんが、我孫子市議会の展開としてはこの1次産業を大

事にしてそれを育成していくという方向性、これは我孫子市が持っているんだと。その方向性を考えてみると、1次産業といったものを減少させていく方向性は我孫子市では考えていない。それは千葉県全体の先ほど甘いと言われていた現状規模は維持されると見込んでといった方向性と、我孫子自体としては方向性は間違っていないだろうと。そういう判断の中から了承したものなのかなとそういう理解を頂いたんですが、そういう程度に考えるしかないのかなというふうには思ってはいるんですが。また、県全体で考えるのと、市レベルで考えるのとでは、違いがあるかなとは思います。

【内田委員】 今、地方分権というのがこれからの国の目指す大きな方向性であって、そういう中から言うと、やはりこの市町村が基礎自治体がこれからは施策のいろいろな施策、農業政策も含めて、人口を踏まえた上でのもともとのその基礎自治体が主体的に考えるということが大きな方向性になっていく中で、今、現状ではやはりこういうふうに県の位置付けというのが、今、国と県と市の関係性がまだはっきりしていないので中途半端だというふうに思っているもんですから。どうしようもない部分はあるというのを踏まえた上で、今後、まさに地方政府として地方自治体は財源も政策も自分たちで考えていきなさいという中にあって、2000年にそれは地方分権一括法で語らっているにも関わらず、現状、10年以上も経って県がこういう方向性を出してくるということは大変疑問です。それで分権って言っているのは。でも現状そういうことで仕方がない部分もあるんだろうなとあえて思いながらも、こういうことを言っとかないとやはり変わっていきませんので、あえて発言させていただきました。

【藤井会長】 そういう形で受け止めていただければということなんです。そのほか、いかがでございましょうか。

【甲斐委員】 先ほど當麻委員も述べられて、前回も述べられている 5 ページの下の、1、2、3、4、7 行目ですかね。こちらの網掛けの部分ですけども、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めるということで環境負荷に関して出ているんですけれども、あと9ページにも似たような表現がありまして、9ページの下から1、2、3、4、5 行目ですかね。徒歩や自転車を主体としたコンパクトなまちの形成ということで、こちらに自転車って載っているんですけど、5ページの方には自転車が載ってないんですよ。私もやはり環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりというのは実際的に自転車で駅まで行けるようなことも含めないと、全てが歩いて駅まで行ける場所でもありませんし、駅前を見ても自転車置き場がいっぱいになっていたりするわけですから、ここに自転車も入れていただきたいなと思うんですけれども。自転車利用です。こちらの9ページとの整合性もあるので、その点、いかがでしょう。

【吉成都市計画課長】 委員からのご指摘のとおりだと思います。現在、これが県の案として今後縦覧にかけるものとなっていまして、今後どうやって、今委員から出た意見について県と調整を図っていくかというのは、今後の課題とさせていただきたいんですけども。当然、方向性を転換するものではなくて、そう表現した方が適切だというものについては、市は県に意見を伝えていきますので、そういったことでよろしいでしょうか。

【甲斐委員】 はい。ありがとうございます。

【藤井会長】 この5ページと9ページは、その表現のところが交通手段といった交通行動の方に着目したものと、暮らし方の問題と、若干その表現のニュアンスの使い方が違いますので、そこはやはりうまい表現の仕方があってもいいかなという気は致しますよね。そのほか、いかがでございましょう。

【成田委員】 まずこの表現に、非常に我孫子市民として受け入れがたい表現だなと。それは何かと言うと、県からの指示という、今、内田委員も言いましたよね。我孫子市の独立性というのはどういうふうにあるのかというので、県から言われるとなんでも書くのかというふうなところで、ずーっとこれ読んでいっていて、非常にそこのところはやはり市の姿勢として。自分の方針がないとも思います。それで、まずそこはきっちり基本姿勢としてまず持っておいていただかないと。それから、県は県で千葉県の都市基本方針を出していまして、それをベースにしたものが、我孫子市の区域マスになるんです。その中でここに書いているのは、例えば県の住宅基本方針はそういうふうなものに基づいてというのは入れておきますけども、この千葉県の基本となる都市整備基本方針という言葉が一つも入ってないんです。そういう意味では、広域計画の県の計画と地域計画の市の計画とのそこの整合性を図る基本スタンスが、ここに出てないといけない。それをやはりキチッと出しておくべきだと思います。それが一つの大きな考え方。

具体的には、県の都市整備基本方針も10数年前からは、そのまちづくりに関しては行政主体もそうですけども、やはり住民主体。しかもその住民の各種団体もいろいろ活動しながらというふうなことを、既に10年前に出しているわけです。特にここで県の方では、NPOというのを非常に後押ししながら、それを確かNPO課みたいなものをつくって相当育成を図ってきたわけです。我孫子市の区域マスにはその表現がない。ぜひここに各種団体およびNPOの活動ということで、住民というふうなことをぜひこれは入れていただきたいというふうに思います。以上です。

【藤井会長】 今、ご意見、出ましたが、事務局としてはいかがでしたでしょうか。

【吉成都市計画課長】 まず 1 点目の県の指示ということですけども、われわれも県の指示を全てその通り、「はい、わかりました」と聞いているわけではありません。譲れないとこは譲れないということで、そういったことで県の表現を全て採用しているということではありません。それについては、例えば今回も具体的に言いますと、例えば 12 ページよろしいでしょうか。12 ページの一番下の丸 5 の市街化調整区域の土地利用の方針ですけども、我孫子市の場合は基本構想で掲げている土地利用の方針が我孫子の基本的なスタンスだということで、ここに他の優良農地との健全な調和に関する方針の前にリード文として書かさせていただいています。例えばこういったところについては、県はこういう記述の仕方をしているのは我孫子市だけだから外せということで、そういうような意見もありました。ただこういったところはそこを外してしまうと我孫子市の考え方というのが伝わらないんで、ここはぜひとも残させてほしいということで残したりとか、他にもそういったところが多々ありますので。今回の対照表の作り方の中で指示という言葉を使ってしまったのがよろしくなかったのですが、県では強力にここは県下統一だからこうしてほしい、こうしなさいというところもありますし、もっと緩やかに言って

くることもありますけど、県に対しては言うべきことは言って、それで今、この案に落 ち着いているということでご理解いただければと思います。

【成田委員】 行政文書として指示というのは上下関係なっていまして、ましてやマスタープランを作るのに法律でキチッと位置付けられた指示ならこれはわかりますけども、ここではそういうバックボーンがあるわけじゃない。ですから、表現はせめて協議とか、そういう柔らかい言葉で書いてここで提案すべきだと思うんです。ということなんです。それで全体構成が都市マスなんで、やはり都市マスの基本プランニング、基本というのは県と整合を図るためには県で作っている都市計画の方針、それがやはり住宅方針になるだろう。そちらの方がメインですから、そこと整合性を図る記述にしていかなきゃいけないでしょうと。そういうことで申し上げたんです。

【藤井会長】 よろしゅうございますか。

【吉成都市計画課長】 はい。あと。

【藤井会長】 あと後半の部分ですね。

【吉成都市計画課長】 そうですね。NPOの件については当然、我孫子市でも市民活動団体というのはたくさんありまして、熱心な活動をされています。そういったNPOの活用もというお話については、NPOというその言葉は確かに使ってないんですけども、例えば5ページの手賀沼の浄化。これまでの手賀沼浄化の水質改善に向けては住民主体のさまざまなまちづくり活動も活発に展開されてきたということで、ここで言う住民というのは個人の市民一人一人というのもありますし、市民団体、NPO、事業者というのもあると思います。当然、我孫子市としても、市民、市民団体、NPO、事業者そういった方々と共通の目標を持ってこういった都市づくりを進めていくんだということで、5ページの中段の所に「このような背景を踏まえ、手賀沼のほとり心輝くまちの実現に向けて、我孫子市の全域は都市計画区域とし、住民とともに取り組んでいく都市づくりの目標を次のように定める」ということで目標が大きく5つありますけども、この5つの目標というのは、住民とともにということであって、その住民とともにというのは、当然、ここで表現していませんけども、市民、市民団体、NPO、事業者そういった方々も含めての表現ということで、NPOという言葉自体は使ってないんですけども、考え方としてはそういうことでやっているということで、私どもは考えています。

【成田委員】 住民とともにというのは、旧都市計画法から新都市計画法に変わった昭和 43 年の言葉で、今はどんどん変わってきている中でいろんな制度とか、いろんなあり方がきている。だからこの我孫子市の整開保の中に時代の流れに沿ったそういうふうなことが取り入れられなければいけないんじゃないでしょうか、という私の提案なんです。これは、ずっとここ 50 年間変わってない。住民とともにというのは、変わってない表現ですよね。やはりこの時代の変化が、当時の高度経済成長で、ただ右肩上がりじゃそういうふうなこと。もちろん対住民対応というふうなことは、そんなに明確になってない時代の表現です。今は、その住民というのはいろんな形で多様化し、それからそれぞれの中にいろんな段階があって、そこを行政がどういうふうにして汲み上げて、それから行政のやる分、それから住民がやること、役割分担をどうしていくかということをやは

り市としても明確にしていかなきゃならない。そういう時代に来ているわけですので、 我孫子市としてもやはりそういうふうなこのバックボーンとなる表現にすべきじゃない かと。県は、既に十数年前にもそういうふうにやっているわけですからということです。

【藤井会長】 今のご意見は、かなりの強い要望を持ったご意見として、ご理解いただければと思うんです。やはり都市計画というふうに考えていくと、どちらかというと、トップダウン型の法律に基づいて国、県、市そして市民へという流れが出てくると。ただし、まちづくりという言葉が出てきますよね。まちづくりというのは、どちらかというと、ボトムアップ型の計画展開という形になるんです。そうしてくると、今まで市民に協力をしてもらう。市民とともにというスタンスから、市民に参加していただく、それから協力していただくレベル。そして今、協働型でやること。さらにもう少し進むと、住民が判断をしていくような計画、さらに進むと住民に責任を持ってもらう計画といったように、住民という言葉の中にもいろんなキーワードがいっぱい付いてくるんです。その中で、その都市の問題をまちづくりといった途端に、やはり市民を主体となって動かす位置付けがやはり行政の中にも持たなくちゃいけないんだという強い思いが私も成田委員と同様にあるもんですから、そこは少し表現を。我孫子市なら、我孫子市の今までの考え方ももちろんあるでしょう。そういった中で、市民と一緒にやっていくプロセスをもう少し表現を検討して吟味していただいてもいいかなという気は致します。その辺は、事務局の中でご検討いただければいいかなと思います。

【内田委員】 同じところで、我孫子市はまず、総合計画でまちづくりとか都市行政も含めて協働のまちづくりというのは最高の市政経営の一つの考え方として提案をしていて、その下に都市計画もあるわけで。それと既に皆さんの中に景観を育てる会とか、景観形成市民会議とか、各種NPOが本当に今、ともに実際にやってくださってすごくいい成果を上げているという現状も踏まえれば、これはすごく我孫子市として県に誇れる売りの部分ですよ。市民活動とかNPO活動が、全国的に盛んであってということ。ですから、ぜひ今も会長さんおっしゃったように、文言に工夫を凝らしていただいて、今の時代にNPO法もずっと前にできましたし、それこそ市政経営はもう市民とともにというか、住民と一緒に歩まないとやっていけないという時代の中で、公共の担い手を市民が担っているときにやはりそういうスタンスをぜひ入れていただきたいなと思います。要望です。

【藤井会長】 結構、要望が出てきましたね。NPOというのを、入れる自治体もあるし、入れない自治体もある。というのは、地域の中で、NPOがきちんと育っている地域と育ってない地域がやはりあるんです。ですので、かなりアレルギー的になっているような自治体もあることは事実でございます。ですので、NPOという言葉そのものを入れるかどうかは別として、やはり市民との関わりをどう前向きに持っていくのかと。そういう考え方を、その市として組み込んでいただけるといいかなという気は致します。ちょっとご検討ください。

そのほか、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。それでは、ちょっと 最初の質問の方に戻らせていただいて、先ほど手賀沼に流入する河川の動き、こちらに ついて少し調べてきていただけたようですので、ちょっとご報告いただけますでしょうか。

【増田治水課主幹】 はい。平成19年の7月10日に千葉県が策定しています利根川水系、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域、河川整備計画というのがございまして、そこに流量配分図というのがございまして、そちらの方から引用致しますと、大津川が1秒当たり160立法メートル、と大堀川が180立方メートルということになっています。以上です。

【藤井会長】 水量ですが、よろしゅうございますか。

【阿曽委員】 はい。

【藤井会長】 それでは、そのほか、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。 それでは、これ冒頭に申しました決議ではないということでいろんな意見を言っていた だきましたので、あえて会場で取りまとめをするつもりはございません。今、各委員か ら出た意見をぜひまた事務局の中でご検討いただいて、県への取り組みへ反映させるべ きだというご判断、これが出た場合にはまた出してきていただくというふうなことをぜ ひご検討いただければと思います。1時半から始めまして、3時間たってしまいました。 大変、申し訳ございません。

それでは続いてでございますが、今日の議事でまいりますと協議事項が終わりましたので、5のその他に移らしていただきたいと思います。その他に関しまして、まず委員の皆さま方に全体を通じまして何かご意見、あるいはご提案といったものがあればお伺いしていきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【成田委員】 私、初めてこの都市計画審議会に参加させていただいて、都市計画審議会 の理由ってやはり市民に対していかにわかりやすくし、それからいろんな、会長も冒頭 にお触れなりましたように非常にシビアな権利とその権利制限というそういうふうなこ とがあって、議論が公開、非公開となるようなそういうふうな形態も出てきます。私の 今までの経験から言いますと、都市計画審議会の条例があって、その下に必ず大体、運 営規則というのを作っているのですが、この我孫子市には実はこの運営規則というのが ないんです。それで、ぜひこの運営規則を作りながら、今後運営していければいいんじ やないかなと。それは何かと言いますと、例えば今回の委員会なんかの事例の中でも、 審議会というのはある意味では議会とともにこういう都市計画事案のチェック機能を果 たさなきゃなりませんので、そのチェックをするためにいろんな議論をするという中で、 ただそういう議論をする中でも都道府県単位の行政組織ですとかなり専門的な職員も育 っていますけども、市町村の場合はなかなかこういう小規模でそういう職員も育てにく いというのはこれも現実でございます。そういう中で、もう一方では委員さん、特に行 政の委員の方々が、もちろん会長もそうですけども、それぞれ皆さん、お仕事を持って いて時間に制限されているというふうなことから、審議会の時間もある程度のやはりこ の時間内でやりましょうというふうな運営の計画、ルールをやはり作っておいた方がよ ろしいんじゃなかろうかなというふうに考えておりまして、そのためには運営を検討す る中で、ここで質問するとやはりなかなか答えが返ってこなかったりとか、そういうと ころで、非常に審議時間が長くなって効率的な運営というのがなかなかできていないの

が今日も現実だと思いますので。そういう意味では事前に質問を事務局の方に投げて、そこでこういう準備をしといてくださいというふうな形で準備しておいていただいて、回答を得るというふうにすることで非常にスムーズにできるんじゃないかと思うんです。これは別に変な意味の談合とかという意味じゃないんです。こういう審議会を効率的に進めるための一つの手法ですので、そういうルールがこの今ここの我孫子市にはないということなんです。これをぜひ作っていった方がよろしいんじゃないかなということで、詰めるのにはいろんな所のものを参考にすることもあるでしょうし、委員全員でやるにはなかなかたたき台を作るのが難しいでしょうから、この中から何人か、会長をベースにして専門委員みたいなものをつくりながら、たたき台を作ってここで議論し、あるいは事務局に作ってもらいながら出してもらうとか。いずれにせよそういうふうなことをしながら、まず運営規則みたいなものをほかでも作っておりますので、そういうのを作ることもご提案を申し上げたいと思います。

【藤井会長】 今、成田委員からご提案がございましたが、事前にその旨の話を私も承っ ておりまして、少し私の方も幾つかちょっと調べたという経緯がございます。そういっ た中では、例えば政令市等では具体的には委員会といったものをつくって、その委員会 の中で具体的な今のお話のようなところを担当する。これは大きな組織です。23 区に関 しては、実際にはご指摘のように東京都からの要望もあるんでしょう。こういった中か ら、運営規則といったものを作っていると。千葉県内で見てみると、ほとんどやはり市 町村では持ってないんです。ですので、私が関わっている船橋市は、大体、2時から会議 をすると、終わるのは早くて5時過ぎぐらいです。大体、建物が閉まって、専門通路か ら出ていくような。一番、長いときでは、9時ぐらいまでやっていたということもござい ます。そういったように審議する、どこまでも徹底的にやるんだという方針を決めてい る所はそれでもいいと。ただやはり効率性を上げるといった意味では、少し事前配布と いったような書類関係をやっているんであれば、そういった中で事前にご意見をいただ いて事務局にもかなり安定的な時間を持った形で回答書を作っていただくとか。そうい ったことは決して悪くないなということも思いますので、この件に関してはぜひ事務局 の方で検討していただくと。事務局もやはり段取りもあるかと思います。と言いますの は、事前配布時期であるとか、あるいはこの件については公開条例に基づいてやるべき ことなのかどうか、そういったような判断もございます。ですので、そういった中身に ついて少しご検討いただいて、どのタイミングでどういう形で審議をやるのかと。ある いは会議の中でも、今回、傍聴の方がいらっしゃいますが、傍聴の方にいったん退席し ていただくようなルール化といったようなものまでも含めて、この中に記載を検討して いくといったこともある。そういった実務的な運用の方向性を少し事務局の中でご検討 いただいて、それをぜひ次回以降の中で、こういう方向性であれば縛りをきつくして私 たちが動きにくくなるというものではなくて、どういう形で審議の効率性を図っていこ うかというような視点で考えていただければと思います。そういった中では練馬の方は お得意な領域だと思いますので、そちらの方の要綱であるとか、そういったようなこと も含めてご照会を頂きたいとか。そういった形で、事務局でちょっと素案作りと言いま

すか、ご検討いただくといいかなというふうに思っておるんですが、皆さん、いかがで ございましょうか。

特に私たちに対してマイナスになるということはまずございませんので、やはり相互 の意見ができやすいということでございますので、あとは事務局がそれを受けていただ けるかどうかということですが。

【渡辺都市部長】 貴重なご意見、ありがとうございます。実はうちの方も、何らかのき っちりとした運用規則みたいなものではなくても、ある程度、整理をしなければいけな い時期になっているなというところは認識してございます。特に今、問題になっている のは、いろいろ情報公開の関係で議事録をどのような形で出していくのかとか、あと傍 聴の方々のご意見をどういうふうな形で受け入れていくとか、あとは特に今日も3号委 員の北岡委員が欠席されていますけれども、行政組織を代表されて出ていらっしゃって いる方の代理をどうしていくのかとか。そういうようなところについてはやはり決めて 整理をしていかなくてはいけないなというふうに考えておりまして、時期としても今回、 12月で任期が切れるものですから、新しい委員さんをお願いするときにはこういうよう な条件でということで、ある程度お示ししたいなというふうにも考えていますので。そ こは事務局の方である程度、最低限決めなきゃいけないとこをまず決めて、それでまた 次回のときにちょっとお話をさせていただいて、その後、もっとこういうことも決めて いった方がいいというようなところを肉付けしていくような形でご意見いただければと 思います。特に今、うちの方でも決めなくてはいけないというところで課題になってい るところは、事務局としての課題なものですから、委員の皆さまからの側からしてこう いうのがちょっと問題なんだよというところがあれば、それは今日この場ですぐという わけにはなかなかいかないと思いますので、後日個別にでもご意見いただければそこも 含めて検討していきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

【藤井会長】 では皆さん、よろしゅうございますか。それでは、ご提案を受けた形で、 ぜひご検討、よろしくお願い致します。それでは、今、皆さま方からは、そのほかの意 見、ご提案、よろしゅうございますね。それでは事務局の方から、そのほかの事項、何 かございますでしょうか。

【事務局・鈴木主査長】 はい。それでは、次回の都市計画審議会までの予定を、ここで ご案内申し上げます。まず議案説明時にも申し上げましたが、本日の第1号議案から第4号議案につきましては、来月の上旬に県と協議を行い、来月下旬に都市計画の変更を行います。また区域マスタープランについては、来月6月2日から2週間、千葉県の案の 概要の縦覧を行い、7月上旬に公聴会を開催し、10月に県の案の縦覧を行う予定です。こうした県の作業の進捗状況にもよりますが、今の予定では11月頃に市の都市計画審議会を開催し、最終的に千葉県の案についてご意見を伺う予定です。また本日の議題以外に生産緑地地区の変更を予定しておりますので、10月頃に生産緑地地区の変更の案の縦覧を行い、次回の都市計画審議会に諮問する予定となっております。今後の予定は、以上です。

【藤井会長】 今後の予定に関しまして、ご質問等ございますか。よろしゅうございます

か。それでは、大変、時間を超過して申し訳ございません。3 時間少々かかってしまいました。以上を持ちまして、次回以降はできるだけ会議は2 時間といったところで本当に本来は済ませたいところでございますので、一つよろしくお願い致します。それでは、第84回の都市計画審議会、以上で終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上